

#### 【4】漢訳資料のみが伝えるもの

《1》釈尊が王舎城で雨安居し、布薩時に波羅提木叉を説いてから30の比喩を説く。

〔王舎城・竹林園〕

<1-1>中阿含 069「三十喩経」（大正 01 p.518 下）：我聞如是。①一時佛遊王舎城在竹林加蘭哆園、與大比丘衆俱、共受夏坐。爾時世尊於十五日説從解脫時。

釈尊は15日に波羅提木叉（從解脫）を説かれ、諸比丘の前に黙然として坐しておられた。やがて釈尊は舎梨子と諸比丘に、比丘の三十の徳目を三十の喩でもって説かれる。

《2》阿那律が衣を縫おうとしてできず、釈尊がそれを助ける。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<2-1>中阿含 080「迦絺那経」（大正 01 p.551 下）：我聞如是。一時佛遊舎衛國在勝林給孤獨園。爾時尊者阿那律陀、亦在舎衛國住娑羅邏巖山中。……尊者阿那律陀見尊者阿難亦行乞食、見已語曰。賢者阿難、當知我三衣麤素壞盡。④賢者、今可倩諸比丘爲我作衣。尊者阿難、爲尊者阿那律陀、默然許倩。

釈尊は舎衛城・祇園精舎におられた。舎衛城の娑羅邏巖山中に住していた阿那律が舎衛城での乞食に際して阿難に会い、「私の三衣がぼろぼろなので、私のために作衣してくれるよう諸比丘に請うてほしい」と依頼する。阿難の呼び掛けに応じて諸比丘が娑羅邏巖山に行って阿那律のために作衣を行う。阿難が房舎を巡って呼びかけていたのを見かけた釈尊は「どうして私に請わないのか」と言っ、阿難と共に娑羅邏巖山に赴き、目連らとともに作衣を一日で終えられる。釈尊は背痛をうったえて阿那律にカチナ法を説くように命じられ、阿那律が説く。その内容は戒や神通についてである。

<2-2>増一阿含 038-005（大正 02 p.718 下）：聞如是。一時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與無央數百千萬衆而爲説法。爾時阿那律在彼坐上。是時阿那律在衆中睡眠。……爾時尊者阿那律達曉不眠。然不能除去睡眠、眼根遂損。……④爾時阿那律縫故衣裳。是時眼遂敗壞。而得天眼無有瑕穢。是時阿那律。以凡常之法而縫衣裳。不能得使縷通針孔中。是時阿那律便作是念。

諸世間得道羅漢當與我貫針。是時世尊以天耳清淨聞此音聲。諸世間得道阿羅漢者。當與我貫針。爾時世尊至阿那律所而告之曰。汝持針來吾與貫之。阿那律白佛言。向所稱説者。謂諸世間欲求其福者與我貫針。世尊告曰。世間求福之人無復過我。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、説法の最中に阿那律が居眠りをし、釈尊にたしなめられて不眠の行を行い、眼を損なう。釈尊はジーヴァカ（耆域）に言っ、阿那律の眼を診てもらい、阿那律は睡眠を勧められるが拒む。阿那律が衣を縫おうとして、針に糸を通すことができない。阿那律が「世の阿羅漢が私のために針に糸を通してくれ」と念じると釈尊がそれを知り、阿那律のもとに到来される。阿那律は「私が言ったのは福德を積むことを欲している阿羅漢のことです」と恐縮するが、釈尊は「私ほど福德を積みたいと欲している者はいない」と言っ、如来は六法（施、教誡、忍、法説義説、將護衆生、求無上正真之道）に於て厭足あることなしと説かれる。

《3》目連が諸比丘に教え難い者と教え易い者の性質などについて説法する。

〔王舎城・竹林園〕

<3-1>中阿含 089「比丘請經」（大正 01 p.571 中）：我聞如是。①一時佛遊王舎城在竹林迦蘭哆園、與大比丘衆俱受夏坐。爾時尊者大目犍連告諸比丘。諸賢、若有比丘請諸比丘。諸尊、語我教我訶我莫難於我。所以者何。諸賢、或有一人戾語成就戾語法成就。戾語法故。

\*目連が説法する。釈尊は処成就のみに登場。

<3-2>『受歲經』（大正 01 p.842 中）：聞如是。②一時婆伽婆、在羅闍祇迦蘭陀竹園、與大比丘衆俱受歲。彼時尊者大目犍連告諸比丘。諸賢、比丘受歲者、君當説君當教授。君當教誡君當愛念。謂第一故。何以故諸賢。或有人反戾難教與惡法俱。

〔参考〕

○◎MN.015. 'Anumāna-s.' (vol. I p.095) :目連がバグガ・スンスマーラギラ・ベーサカラール・鹿園で説法する。教え難き者と易い者の性質、他に愛されるように自ら修養すべきこと、悪不善の法があれば、それを捨てなければその喜びをいっそう増進させるべきことを説く。化粧好きの若い男女の喩え。

\*釈尊が登場しない。

《4》マハーパジャーパティ・ゴータミーが釈尊に女人の出家を願い出る。

〔カピラ城・ニグローダ園〕

<4-1>中阿含 116「瞿曇彌經」（大正 01 p.605 上）：我聞如是。①一時佛遊釋鞞瘦在迦維羅衛尼拘類樹園、與大比丘衆俱受夏坐。爾時瞿曇彌大愛往詣佛所。

<4-2>『瞿曇彌記果經』（大正 01 p.856 上）：聞如是。②一時婆伽婆在釋鞞瘦迦維羅衛城尼拘盧園中、與大比丘衆俱受歲。

※〔参考〕に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.180-181、および本第10号の【論文10】を参照されたい。

《5》ローマサカンギヤ比丘がチャンダナ天から賢善一夜 (Bhaddekaratta) 偈を聞き、雨安居の後に舎衛城で釈尊からその解釈を聞く。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<5-1>中阿含 166「釈中禪室尊經」（大正 01 p.698 下）：我聞如是。一時佛遊舎衛國、在勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強者遊於釋中在無事禪室。…… (p.699 上) ⑦於是尊者盧夷強者、在釋中受夏坐訖、過三月已補治衣竟、攝衣持鉢、往詣舎衛國、展轉進前至舎衛國、住勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強者往詣佛所。

釈尊が舎衛國・祇園精舎におられた時、盧夷強者は釈迦族のニグローダ園（無事禪室）にいた。夜明けに一人の天子が現れて「跋地羅帝偈 (Bhaddekaratta、一夜賢者の教え) を受持しているか」と尋ねる。彼が「知らない」と答えると、天子は「釈尊が王舎城の竹林園におられた時に諸比丘の為に説かれた教えである」と言って、「慎みて過去を念ずること莫れ、亦た未来を願うこと勿れ」という偈を唱え、「釈尊は祇園精舎に居られるから直接受持するように」と助言する。盧夷強者は釈迦族の地で夏坐を受けた後、祇園精舎を訪れる。釈尊は「かの天子は栴檀 (Candana) である」と告げられて、「跋地

羅帝偈’を解釈される。

<5-2>『尊上經』(大正01 p.886上)：聞如是。一時婆伽婆、在舍衛城祇樹給孤獨園。彼時尊者盧耶強耆、在釈鞞瘦阿練若窟中。彼時尊者盧耶強耆。……③於是尊者盧耶強耆、彼天還不久、在釈鞞瘦受歲。⑦受歲過三月已。作衣已成衣。與衣鉢俱行至舍衛城。次第而行至舍衛城。住舍衛城祇樹給孤獨園。於是尊者盧耶強耆至世尊所。

[参考]

○MN.134 ‘Lomasakaṅgiyabhaddekaratta-s.’ (vol.Ⅲ p.199)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ローマサカンギヤ(Lomasakaṅgiya)比丘が釈迦族・カピラ城・ニグローダ園にいた。夜明けにチャンダナ天子(Candana devaputta)が彼のもとに現れて「一夜賢者の教え」を説く。彼は夜明けに舍衛城へ向けて遊行に出て、祇園精舎におられる釈尊のもとに至る。釈尊は彼のために「一夜賢者の教え」を解釈される。

《6》アナータピンディカが3ヶ月の供養を申し出る。

[舍衛城・祇園精舎]

<6-1>雜阿含 482 (大正02 p.122下)：如是我聞。①一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園、夏安居時。爾時給孤獨長者來詣佛所。……合掌白佛言。⑩唯願世尊。與諸大衆。受我三月請衣被飲食應病湯藥。爾時世尊默然而許。

釈尊が舍衛城・祇園精舎で雨安居された時、給孤獨が釈尊のもとに至り3ヶ月間の衣被・飲食・応病湯薬の供養を申し出て、釈尊がこれを許される。3ヶ月を過ぎて再びやって来た給孤獨に、釈尊は「時々遠離と喜樂を学ぶように」と説かれ、舍利弗がそれを敷衍する。

[参考]

○AN. 005-018-176 (vol.Ⅲ p.206)：アナータピンディカ長者が500人の優婆塞とともに釈尊のおられるところに詣でる。釈尊は彼らに「諸比丘に衣・食・臥具・薬を用意することだけに満足せず、遠離と喜樂を学ぶように」と説かれる。舍利弗がそれを敷衍し、釈尊がそれを是とされる。

《7》釈尊が三十三天でマーヤーに説法する。

[三十三天]

<7-1>雜阿含 506 (大正02 p.134上)：如是我聞。①一時佛住三十三天賤色虛軟石上。去波梨耶多羅拘毘陀羅香樹不遠、夏安居、爲母及三十三天説法。③爾時尊者大目犍連在舍衛國祇樹給孤獨園安居。

釈尊が三十三天の賤色虚軟石の上、波梨耶多羅拘毘陀羅香樹の近くで雨安居して母と三十三天の爲に説法されていた時、目連は舍衛城・祇園精舎にて雨安居していた。四衆が3ヶ月の雨安居を終わって釈尊の還来を目連に乞う。目連は三十三天に赴く。釈尊は閻浮提・僧迦舍城・優曇鉢樹下に降下される。

<7-2>增一阿含 036-005 (大正02 p.703中)：聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。爾時釋提桓因如屈申臂頃、來至世尊所頭面禮足在一面坐。爾時釋提桓因白世尊言。如來亦説。夫如來出世必當爲五事。云何爲五。當轉法輪當度父母。無信之人立於信地。未發菩薩心令發菩薩意。於其中間當受佛決。此五因緣如來出現必當爲之。今如來母在三十三天欲得聞法。今如來在閻浮里内四部圍遶。國王人民皆來運

集。善哉世尊。可至三十三天與母說法。是時世尊默然受之。……（p.706 下）⑧是時世尊以經三月便作是念。閻浮里人四部之衆、不見吾久甚有虛渴之想。我今當捨神足使諸聲聞知如來在三十三天。是時世尊即捨神足……（p.707 中）④爾時尊者須菩提在羅闍城耆闍崛山中、在一山側縫衣裳。是時須菩提聞世尊今日當來至閻浮里地。四部之衆靡不見者。我今者宜可時往問訊禮拜如來。爾時尊者須菩提便捨縫衣之業、從坐起右脚著地。是時彼復作是念。此如來形何者。是世尊爲是眼耳鼻口身意乎。往見者復是地水火風種乎。一切諸法皆悉空寂無造無作。……爾時尊者須菩提還坐縫衣。

釈尊が500人の比丘と共に祇園精舎におられた時、帝釈天が釈尊のもとに現れて切利天にいる如來の母のための説法を要請する。釈尊はこれを黙然として受けられる。その時、ナンダ竜王とウパナンダ竜王が閻浮提を火事にし、阿難に因縁を尋ねられた釈尊は「竜王の瞋恚によるもの」と答えられる。摩訶迦葉、阿那律、離越、摩訶迦旃延、須菩提、優陀夷、娑竭陀が竜王を降伏することを申し出るが、釈尊は最後に申し出た目連に許可を与えられる。彼は須弥山にいる竜王のもとに行き教化し、竜王を連れて釈尊のもとに戻る。人の姿となった2人の竜王は釈尊に帰依し、優婆塞となる。波斯匿王が閻浮提の火事の因縁を尋ねに釈尊のもとを訪れる。人の姿の竜王が立って歓迎しないのを見て、王は自国の民であれば幽閉し、他国の者であれば殺してしまおうと考える。竜王は王の心の内を知って祇園精舎の近くに身を隠す。王はこの2人を臣下に探索させたが、見つけることができなかった。竜王は王に対して瞋恚を起し、害そうとするが、釈尊に命じられた目連がこれを止めさせる。その後、七宝や飲食を施すために釈尊のもとを訪れた王に、釈尊はこの次第を説明し、それを目連に与えるように指示される。王は釈尊と目連に感謝の念を表して立ち去る。

釈尊は四衆に懈怠があるのを見られて、四衆に告げずに独り、祇園精舎から切利天へ赴かれる。帝釈天が出迎える。如來の母摩耶が天女を引連れて釈尊のものに至り、釈尊が三論（戒論、施論、生天論）、四諦の教えを説かれると、法眼淨を得た。帝釈天は人間の時節で人間の飲食を施す。波斯匿王と優填王が阿難のもとに来て「今、釈尊はどこに居られるのか」と質問したが、彼も分からない。優填王は臣下の進言により牛頭旃檀で5尺の形像を造って供養する。これを聞いた波斯匿王も紫磨金で5尺の形像を造って供養する。また四衆の人々は阿難と阿那律のもとにやって来て釈尊の所在を尋ねるが、2人とも分からない。

釈尊は3ヶ月を経たところで神足を捨てられ、声聞らに切利天の善法講堂にいることを知らせる。そこで目連が切利天に行き釈尊に戻られるようお願い、釈尊は7日後、僧迦尸（Sankassa）の大池の側に降りることを告げられる。これを聞いた四部衆、並びに波斯匿王、優填王、悪生王、優陀延王、頻婆娑羅王は大歡喜し、これらの人々と迦毘羅衛城の人々らは釈尊の降下される場所へと向う。

7日の初めに釈提桓因は自在天子に命じて須弥山の頂きから僧迦尸の大池に至る3つの道を造らせた。このとき釈尊は「五盛陰は苦である。これを滅すれば、涅槃の道の有ることを知る」と説かれ、「若し能くこの法に於て、懈怠すること無くんば、便ち生死を尽すべし」という偈を唱えられる。梵天は右の銀道に、釈提桓因は左の水精道にあって、釈尊は中道を歩まれる。優鉢華色比丘尼が転輪王の姿をとってかけつける。王舎城の耆

闍崛山で衣を縫っていた須菩提は一度かけつけようとするが、思い直して再び衣を縫い始める。

[参考]

○SN.040-010 (vol.IV p.269) : 目連が祇園精舎より三十三天に現れ、帝釈天が天子らと共に彼のもとに来る。目連は「仏と法と僧伽に帰依する因により、また三宝に対する絶対の浄信と戒を具足する因により、ある衆生は命終の後に天界に再生する。そして彼らは10種の事柄(寿命、容色、安楽、名声、主権、色、声、香、味、触)で、他の天に勝れている」と説く。

\*目連が三十三天に現れるという点のみの一致。釈尊は登場しない。

※他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.178-179 参照。

《8》ミガサーラー(鹿住)が、梵行者であった父と非梵行者であった叔父への記別が同じであることに不満を言う。

[釈迦国・メーダルンパ]

<8-1>雑阿含 991 (大正 02 p.258 上) : 如是我聞。①一時佛住釋氏彌城留利邑、夏安居。

③有餘比丘於舍衛國祇樹給孤獨園、夏安居。……⑦時彼比丘三月夏安居訖、作衣竟、持衣鉢、往詣彌城留利釋氏邑、到已舉衣鉢、洗足已往詣佛所、稽首佛足退坐一面、以共鹿住優婆夷所論說事、向佛廣説。

釈尊が釈迦国・メーダルンパ(彌城留利)邑で雨安居を過ごされている時、余の比丘は舍衛城・祇園精舎で雨安居を過ごす。舍衛城の諸比丘が行乞でミガサーラー(鹿住)優婆夷の家に行った時に、鹿住が「父の富蘭那は先に梵行を修し、叔父の梨師達多は梵行を修さなかったのに、釈尊が2人は同時に死んで同じ果報を受けると記別されたのはおかしい」と言う(鹿住の述べた内容はここでは省略されているが、「如上阿難修多羅説」とされていて、雑阿含経 990 にその内容を知ることができる)。諸比丘は「衆生の機根の優劣を知ることができるのは如来のみである」と説く。3ヶ月を過ぎて諸比丘が釈尊の居られるメーダルンパ邑に赴いて上の顛末を伝えると、釈尊は「人と人とを量りくらべてはならない、如来だけが人を知ることができる」と説かれる。

\*AN.006-005-044 に対応する。

[参考]

◎AN.006-005-044 (vol.III p.347) : 阿難がミガサーラーの家を訪れた時に、ミガサーラーは「何故、釈尊は梵行者であった自分の父プラーナと非梵行者であった叔父のインダッタに、2人とも同じ果報を得るという記別を与えられたのか」と非難する。阿難は「しかし、そのように世尊は説かれたのだ」と答え、それから釈尊のもとを訪れる。釈尊の説法。

\*内容的に<8-1>に対応する。

○AN.010-008-075 (vol.V p.137) : 釈尊が舍衛城の祇園精舎におられた時、阿難がミガサーラーの家を訪れ、ミガサーラーは「何故、釈尊は梵行者であった自分の父プラーナと非梵行者であった叔父のインダッタに、2人とも同じ果報を得るという記別を与えられたのか」と非難する。阿難は「しかし、そのように世尊は説かれたのだ」と答え、それから釈尊のもとを訪れる。釈尊の説法。

\*雑阿含 990 に対応する。

○雑阿含 990 (大正 02 p.257 中) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者阿難晨朝著衣持鉢、詣舍衛城次第乞食、至鹿住優婆夷舍。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、行乞に来た阿難に鹿住が語る。阿難は精舎に戻って釈尊に告げ、釈尊が説法される。

\* AN.010-008-075 に対応する。<8-1>との違いは、比丘が阿難になっていることである。

《9》魔が諸比丘の邪魔をするために老婆羅門の姿をとってあらわれて、「未だ若いのであるから愛欲を享受せよ」と誘惑する。

〔釈迦国・シラーヴァティー〕

<9-1>雑阿含 1099 (大正 02 p.289 上) : 如是我聞。④一時佛住釋氏石主釋氏聚落。時有衆多比丘集供養堂、爲作衣事。時魔波旬作是念。今沙門瞿曇住於釋氏石主釋氏聚落。④衆多比丘集供養堂、爲作衣故。我今當往爲作留難。化作少壯婆羅門像。

〔参考〕

○SN.004-003-001 (vol. I p.117) : ある時、世尊は釈迦国のシラーヴァティーにおられた (ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati silāvatiyaṃ)。

\* 内容は<9-1>に対応するが作衣に言及なし。

《10》多くの比丘がコーサラ国の一林中で雨安居し、去る時に天神が別れを惜しむ。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<10-1>雑阿含 1331 (大正 02 p.367 下) : 如是我聞。③一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。時有衆多比丘、於拘薩羅國人間遊行、住一林中夏安居。彼林中有天神住。知十五日諸比丘受歲。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、多くの比丘が拘薩羅国を遊行し、一林中で雨安居する。天神が、15日に受歳して林から去る諸比丘との別れを惜しむ。

〔参考〕

◎SN.009-004 (vol. I p.199) : 多くの比丘がコーサラ国のある林で雨安居を過ごした。天神が、諸比丘が3ヶ月を過ぎて遊行に出る時、別れを惜しむ。

\* 釈尊が登場しない。

◎別訳雑阿含 351 (大正 02 p.489 中) : 爾時衆多比丘在俱薩羅園竹林中夏坐安居。彼園林中有天神住。天神愁念而作是言。今僧自恣月十五日已復欲去。更有天神即問之言。汝今何故愁憂如是、即說偈言

多くの比丘が俱薩羅国の竹林中で雨安居を過ごした。天神らが、15日に自恣を終えて遊行に出ようとする諸比丘との別れを惜しむ。

\* 釈尊が登場しない。

《11》金剛子が阿羅漢になる。

〔王舎城・竹林園〕

<11-1>雑阿含 1340 (大正 02 p.369 下) : 如是我聞。一時佛住王舎城迦蘭陀竹園。③時有尊者金剛子、住巴連弗邑一處林中。時巴連弗邑人民夏四月過作橋牟尼大會。時尊者金剛子聞世間大會、生不樂心而說偈言

獨一處空林 猶如棄枯木 ③夏時四月滿 世間樂莊嚴 普觀諸世間 其苦無過我  
爾時林中住止天神即說偈言。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、パータリプッタ (巴連弗) 村の一林中に尊者金剛子 (Vajjiputta?) がいた。パータリプッタ村では夏の4ヶ月が過ぎて「橋牟尼大會」が催されていた。そのにぎやかさを聞いて不樂心を生じている彼を、ある天神が偈を唱え

て励ます。彼は専精思惟して諸煩惱を断じて阿羅漢を得る。

\*「橋牟尼」は‘komudī’ ‘kaumudī’の音写であろう。

[参考]

◎SN.009-009 (vol. I p.201) : ヴァッジプッタの比丘があるヴェーサーリーの森にいた時に、ヴェーサーリーで夜通しの祭 (sabbaratticāra) があって、そのにぎやかさを聞きながら自身を嘆く偈を唱える。それを聞いた天神が偈を唱えて比丘を驚覚させる。

\* 釈尊が登場しない。ヴァッジプッタの比丘が阿羅漢になる記事はない。

◎別訳雑阿含 360 (大正 02 p.491 中) : 爾時跋耆子、遊俱薩羅國住止彼林。時彼國人一切皆作拘蜜提大会。七日七夜。爾時跋耆子見是事已、心小退壞。即說偈言

我在林樹間 譬如彼棄木 我今如棄木 獨處寓空林 今日到滿月 誰苦劇於我

爾時天神知其所念說偈問言。

\* 釈尊が登場しない。<11-1>の「夏時四月滿」がここでは「到滿月」とされている。また跋耆子が阿羅漢になる記事はない。

## 《12》 舍利弗と目連の入滅

〔王舎城・竹林園〕

<12-1>増一阿含 026-009 (大正 02 p.639 上) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。①爾時世尊欲詣羅閱城夏坐。③舍利弗亦欲詣羅閱城夏坐。千二百五十弟子、皆欲詣羅閱城夏坐。……①爾時世尊將諸比丘舍利弗目連等、遊羅閱城迦蘭陀竹園、受夏坐已。

舍衛城の祇園精舎に 500 人の比丘とともにおられた釈尊が、王舎城で雨安居を過ごそうとされる。舍利弗を含むその他の 1250 人の比丘も王舎城で雨安居を過ごすことにする。釈尊は舍利弗、目連を率いて王舎城に赴いて竹林精舎で雨安居に入った後、釈尊が背痛をうたえて舍利弗に説法させる。

目連が王舎城で乞食している時に執杖梵志に襲撃され、神足をもって精舎に帰り、舍利弗に自分が涅槃に入ることを伝える。舍利弗は目連にしばらく待つように言って釈尊のもとに行き、自分が入滅する許しを得てから生国の摩瘦国に赴き、チュンダ (均頭) 沙弥に看取られて入滅する。舍利弗の滅後、チュンダ沙弥が舍利をもつて阿難のところに至り、それから 2 人で釈尊に舍利弗の入滅を伝える。

舍利弗の入滅を知った目連は釈尊に自分も滅度する許しを得て、王舎城から生国の摩瘦村に行つて滅度する。2 人の弟子を失つた釈尊は 500 人の比丘とともに、王舎城から那羅陀村へ至り、そこで転輪王と漏尽阿羅漢と辟支仏と如来の入滅に際してはストウーパを立てて供養すべきことを説かれる。

[参考]

SN.047-013 (vol. V p.161) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍利弗がマガダ国のナーラ村 (Nālagāma) で病気に罹り、侍者のチュンダ沙弥 (Cunda samaṇuddesa) に看取られて般涅槃する。チュンダ沙弥は舍利弗の衣と鉢を携え、祇園精舎の阿難のもとに至りこれを告げ、2 人して釈尊のもとへ行って報告する。

雜阿含 638 (大正 02 p.176 中) : 如是我聞。一時佛在王舎城迦蘭陀竹園。爾時尊者舍利弗、住摩竭提那羅聚落、疾病涅槃。純陀沙彌瞻視供養。爾時尊者舍利弗因病涅槃。時純陀沙彌供養尊者舍利弗已、取餘舍利、擔持衣鉢、到王舎城。

SN.047-014 (vol. V p.163) : 釈尊はヴァッジ国のウッカチェラー (Ukkacelā) のガンガーの岸

に多くの比丘とともにおられた。舍利弗・目連が般涅槃して未だまもない頃であり、釈尊が諸比丘に説法する。

雜阿含 639 (大正 02 p.177 上) : 如是我聞。一時佛住摩偷羅國跋陀羅河側傘蓋菴羅樹林中。尊者舍利弗、目連連涅槃未久。爾時世尊月十五日布薩時、於大眾前敷座而坐。爾時世尊觀察衆會已、告諸比丘。我觀大眾。見已虛空。以舍利弗大目連般涅槃故。

《13》 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、舎衛城で雨安居を過ごしたある比丘がコーサンビーに来る。途中ウデーナ王と一悶着ある。

〔コーサンビー・ゴーシタ園〕

<13-1> 増一阿含 031-002 (大正 02 p.667 上) : 聞如是。一時佛在拘深瞿師園中。過去四佛所居之處。……當於爾時舎衛城中有一比丘、便作是念。⑬與世尊別久。欲往禮敬承受問訊。爾時彼比丘到時。……又以神足飛在虛空。往詣拘深園中。……是時彼比丘到瞿師園中。還捨神足以常凡法至世尊所。頭面禮足在一面坐。爾時世尊問比丘曰。⑬⑭云何比丘、在舎衛城勞於夏坐乎。

釈尊が拘深・瞿師園の過去四仏の所居の処におられた時、ある比丘が舎衛城での雨安居を終えて、釈尊に会うために虚空を飛んで拘深園に来る。比丘が(釈尊に会う前に)拘深園に坐していると舎弥夫人が五百女人とともにそこに至り、その比丘を敬う。それを見た優填王が怒って比丘を損なおうとするが、舎弥夫人に制止される。王は答えいかんによっては比丘を殺害しようと考えて比丘に禪中間事を問うが、比丘は黙して答えず、樹神が王の注意を引いている間に比丘は釈尊のいる瞿師園に行く。釈尊は彼に、王に法を説くべきであったと言われる。

《14》 月光長者の息子シーヴァリが 20 歳になって出家し、幾日も経ないうちに阿羅漢になり、舎衛城を去って王舎城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居を終えると舎衛城・祇園精舎の釈尊のもとへ来る。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<14-1> 増一阿含 033-002 (大正 02 p.683 上) : 聞如是。一時佛在舎衛國祇樹給孤独園。爾時舎衛城中有月光長者。…… (p.684 中) 時尸婆羅復作是念。我今向在何處夏坐。令人不知吾處。復重作念。當在耆闍山東廣普山西於中夏坐。⑮即將五百比丘在彼山中而受夏坐。……⑮⑯是時尊者尸婆羅便作是念、我今已夏坐訖。不見如來甚久。今可往親覲世尊。即將五百比丘往舎衛城。…… (p.684 下) 是時尊者尸婆羅往詣祇洹精舎至世尊所。

釈尊は舎衛城・祇園精舎におられた。舎衛城に月光長者があり、子宝に恵まれず、子を授かるように天神に願ってようやく子を授かる。子を尼犍子に見せたところ薄福の子であるから殺すよう言われる。釈尊が成仏して未だ久しからざる時、月光長者は釈尊を訪ねて子を見せたところ、大福あって出家して阿羅漢になると言われる。月光長者は釈尊を食事に招き、また子に「シーヴァリ(尸婆羅)」と名付けてもらう。月光長者夫婦は釈尊の教えを聞き、法眼浄を得、五戒を受ける。シーヴァリは 20 歳になると出家して幾日もたたないうちに阿羅漢となる。シーヴァリは舎衛城を去って王舎城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居する。雨安居を終えた彼は、再び舎衛城の祇園精舎に



おられる釈尊のもとへ行く。

\* パーリ資料ではシーヴァリ (Sivali) について全く異なる誕生の経緯が語られる。 *Jātaka-A.100* ‘Asātarūpa-j.’ (vol.I p.407) によれば釈尊がクンディヤナガラ (Kuṇḍiyanagara) のクンダダーナ林 (Kuṇḍadhānavana) におられた時、7年と7日の間妊娠していたコーリヤ族の娘スッパヴァーサー (Suppavāsā) が、夫を通して釈尊を敬い、無事出産する。スッパヴァーサーは出産の7日後に釈尊と僧伽を食事に招こうとするが、その時、目連を支持するある優婆塞が同日の食事に僧伽を招いていて、釈尊は目連に言って、その優婆塞に順番を後にまわってもらおう。招待された食事に際し、舍利弗がスッパヴァーサーの息子に安否を尋ねると、シーヴァリは「7年母胎にあってどうして健やかでありましょうか」と答える。その後、シーヴァリは7歳で出家し、20歳で具足戒を受けて阿羅漢になる。

*Udāna*002-008 にほぼ同様の記事がある。ただし釈尊の所在をクンディヤー (Kuṇḍiyā) のクンディッタナ (Kuṇḍiṭṭhana) 林とし、僧伽の招待を出産の翌日とする。またシーヴァリの出家についての記述を欠く。スッパヴァーサーの息子の名は記されていないが、これはシーヴァリであることは間違いない (*Udāna-A.* p.123 参照)。他に *AN-A.* (vol I p.243)、*Dhammapada-A.* (vol.IV p.192)、*Theragāthā-A.* (vol.I p.144) にも対応記事がある。

《15》 舍衛城におられた釈尊がビンビサーラ王の請で王舎城で雨安居を過ごされて王からの供養を受ける。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<15-1> 増一阿含 034-005 (大正 02 p.694 上) 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與諸比丘五百人俱。……爾時頻毘娑羅王……聞法已白世尊言。⑤唯願如來、當在羅闍城夏坐。……爾時世尊默然受頻毘娑羅王請。……爾時世尊出舍衛國。……至羅闍城迦蘭陀竹園所。

釈尊が500人の比丘と共に舍衛城・祇園精舎におられた時に、頻娑羅王が祇園精舎に来て釈尊に王舎城で雨安居を過ごされるよう請う。釈尊はこれを黙然として受けられる。王は再び王舎城に戻り、大講堂を建立し、衣、飲食、臥具、医薬を用意する。釈尊が500人の比丘を率いて竹林園に到着されると、ビンビサーラ王は竹林園に向いて釈尊を翌日の食事に招く。食後に釈尊が説法される。

王舎城中の人々が順々に供養する。王舎城の諸梵志が皆で資金を出しあって供養することになった。その中の1人、鷄頭梵志は貧しくて資金を出せず、のけものにされる。彼は妻と相談の上、借金して資金を作るも、すでに準備が整ったのでいらないと言われ諸梵志の仲間に入れてもらえなかった。鷄頭は妻の助言で釈尊に会いに行き、釈尊から如来と僧を供養するように勧められる。鷄頭の供養は釈提桓因、毘沙門天の助力あって盛大なものになる。比丘の人数が足りないほどであったが、釈尊の助言で鷄頭は香炉を持って高台に登り、東南西北の阿羅漢を悉く招き、7日の間、衣、飲食、臥具、医薬の供養を行う。舍鳩利という比丘尼が天眼をもって集っていない阿羅漢がいないことを確認し、釈尊から比丘尼の天眼第一と称賛される。供養が終ってから鷄頭は出家を求め、出家し、阿羅漢になる。

<15-2> 『頻毘娑羅王詣佛供養經』 (大正 02 p.855) : 如是我聞。一時婆伽婆、在舍衛城祇樹給孤獨園、與大比丘衆千二百五十人俱。……爾時摩竭王頻毘娑羅告諸群臣。汝等嚴駕羽葆車。所以然者。我欲往迦尸拘薩羅國問訊世尊禮拜承事。……爾時摩竭王頻毘娑羅

乗羽葆車。群臣人民前後圍遶、從羅闍城出、以王威力漸漸往詣迦尸拘薩羅、至舍衛城祇樹給孤獨園。……爾時摩竭國王頻毘娑羅、從佛聞微妙法、聞微妙法已白世尊言。⑤願如來、受我三月請遊羅闍城、當供養衣被飲食床臥具病瘦醫藥及比丘僧。爾時世尊默然受頻毘娑羅王請。

\*<15-1>と等しいがピンピサーラの供養で終わっており、鶏頭梵志の物語を含まない。

《16》ウルヴェーラ・カッサパの請により、釈尊が3ヶ月をウルヴェーラーで過ごす。〔ウルヴェーラー〕

<16-1>増一阿含 024-005「高幢品」(大正 02 p.618 上) : (p.619 中) 爾時世尊便往至優留毘村聚所。爾時連若河側有迦葉在彼止住。……(p.620 上) ⑤爾時迦葉白世尊曰。大沙門、當受我九十日請、所須衣被飯食床臥具病瘦醫藥盡當供給。爾時世尊默然受迦葉請。

(5人の比丘を阿羅漢にした後) 釈尊がウルヴェーラー(優留毘)村に赴かれ、ウルヴェーラ・カッサパの石室から龍を降伏して出て来られたところで、ウルヴェーラ・カッサパが釈尊に90日の滞在を請う。

\* *Jātaka-A.*, ‘Nidānakathā’ (vol. I p.086) に ‘uruvelaṃ gantvā tattha tayo māse vasanto tebhātikajaṭṭile vinetvā’ とあって、釈尊のウルヴェーラーにおける滞在をやはり3ヶ月とする。

※他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.142-144 参照。

《17》ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。

〔王舎城・竹林園→ヴェーサーリー・獼猴池辺〕

<17-1>増一阿含 038-011 (大正 02 p.725 中) : 聞如是。一時佛在羅闍城加蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。……爾時阿闍世王白世尊言。⑤唯願世尊、受我請在羅闍城九十日夏坐。爾時世尊默然受王請。……是時世尊清旦將諸比丘衆。前後圍繞出迦蘭陀竹園所。往詣毘舍離城。……(p.727 下) 諸有疾病之人各得除愈。爾時世尊遊在獼猴池側、國土人民承事供養衣被飯食床臥具病瘦醫藥、隨其貴賤、各來飯佛及比丘僧、亦受八關齋不失時節。是時毘舍離城内。有六師在彼遊化。

釈尊が500人の大比丘衆と共に王舎城・竹林園におられた時、阿闍世王が釈尊のもとを訪れて王舎城での90日の雨安居に招き、釈尊はこれを承諾される。阿闍世王が衣、飲食、臥具、医薬を供養している時に、ヴェーサーリーでは鬼神が興盛して人民が多数死亡していた。ヴェーサーリーの人々は集って談義し、釈尊を招き、鬼神を退散させていたただこうということになった。そこで最大という名の長者が王舎城にいる釈尊のもとに赴いて事情を告げ、ヴェーサーリーに来て下さるよう懇願する。釈尊は長者に「阿闍世王の許可があれば」と答えられるが、最大長者は「それは難しい。阿闍世王はヴェーサーリーの不幸を喜ぶから」と言う。釈尊は最大長者を通して阿闍世王に記別を与えられ、阿闍世は釈尊がヴェーサーリーに赴かれることをしぶしぶ認める。

釈尊は阿闍世王や釈提桓因、河神からそれぞれ500の宝蓋をさしかけられ、微笑まれ、阿難の問いに答えて愛念太子の過去話を語られる。釈尊はヴェーサーリーに入ると偈を

唱えて鬼神を退散させ、獼猴池の辺に遊在され、衣、飲食、臥具、医薬の供養を受けられる。その頃ヴェーサーリーに滞在していた六師外道は自分たちが供養を受けられなくなったことを嫉み、集って釈尊を打ち負かす相談をしていたところに、輪盧尼（Śronī?）比丘尼が虚空を飛んで六師に偈をもって語りかけて六師を屈服させる。釈尊は彼女を「比丘尼の外道を降伏する第一」と称賛される。

\* 釈尊が毘舍離で雨安居に入られたという記述はない。

[参考]

☆ *Mahāvastu* (vol. I p.253) : 王を阿闍世王ではなくピンピサーラとする。ヴァイシャーリーから派遣される使者の名は「トーマラ」(Tomara)である。

《18》 釈尊が騒々しくした諸比丘を連れてきた舍利弗・目連を去らせようとする。

[釈迦国・アーマラキーヴァナ]

<18-1>増一阿含 045-002 (大正 02 p.770 下) : 聞如是。一時佛在釋迦闍婆梨果園、與大比丘衆五百人俱。⑦是時尊者舍利弗、尊者目乾連、於彼夏坐已、將五百比丘在人間遊化、漸漸來至釋迦村中。

釈尊が大比丘衆 500 人とともに釈迦（サッカ）・闍婆梨果園（アーマラキーヴァナ）におられた時、舍利弗と目連が余処で雨安居を終えて、500 人の比丘を連れて釈尊の所へ到来する。客比丘らと旧比丘らが大声で話して騒がしくなり、釈尊は阿難から理由を聞いて舍利弗・目連を呼び、連れてきた比丘らを連れて出て行くように命じられるが、釈迦族の人々と梵天王の嘆願によって、彼らは釈尊のところへ戻ることができた。

[参考]

○ *MN. 067 'Cātumā-s.'* (vol. I p.456) : 釈尊がチャートゥマー村のアーマラキー林におられた時、舍利弗と目連を上首とする 500 人の比丘が釈尊に見えようとチャートゥマー村に至る。比丘らが大声でしゃべって騒がしくなり、釈尊は阿難に言って舍利弗と目連を去らせる。

○ 遊四衢經 (大正 02 p.860 上) : 聞如是。一時釈氏舍夷阿摩勒葉樹園。爾時賢者舍利弗、摩訶目乾連比丘、遊行諸國經歴一年、與大比丘衆、俱比丘五百還至葉樹、欲見世尊。是等來還比丘衆多各共語言、各各着衣持鉢、其声高大音響暢逸。佛以豫知問賢者阿難。此何比丘。揚大音声其響洋逸。如捕魚師揚声驗逸。

《19》 コーサラ国で雨安居を終えた諸比丘が釈尊のもとに赴く途中で賊に身包み剥がされ、裸で祇園精舎に行く。従非親俗人乞衣戒の因縁

[コーサラ国]

<19-1>四分律「捨墮 006」 (大正 22 p.608 下) : ⑦時有衆多比丘、在拘薩羅國夏安居竟、十五日自恣已、十六日執持衣鉢往世尊所。昼日熱不可行夜便行、失正道從邪道行。時值賊劫他大得財物還、於邪道相值。……諸比丘露形而去、至祇桓在門外立。……諸比丘即借衣著已往世尊所、頭面禮足在一面坐。世尊慰勞諸比丘言。⑧汝等身安隱不。住止和合安樂不。不以飲食爲苦耶。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後) 時に多くの比丘がコーサラ国で雨安居を終え、十五日に自恣を行い、十六日に釈尊のもとに赴いた。昼の熱さを避けて夜に進み、道に迷って賊に出くわして衣鉢を盗られ、露形で祇園

精舎に至った。祇園精舎の諸比丘は彼らを尼撻子と見誤り、中に入れようとしなない。ウパーリが彼らを審問して、尼撻子でないことが判明する。「若し比丘、非親里居士若しは居士婦より衣を乞わんに、餘時を除いて尼薩耆波逸提なり。餘時とは、若し比丘、奪衣・失衣・焼衣・漂衣す、是れを餘時と謂う」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Nissaggiya006’ (vol.Ⅲ p.212) : (「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後)多くの比丘がサーケータより舎衛城の長路を行く途中で、賊に衣を奪われてしまう。「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」と定められているため、比丘らは裸のまま舎衛城に至る。舎衛城の諸比丘は彼らを邪命外道 (ājīvaka) であると思うが、ウパーリが検問して比丘であることが判明する。釈尊は、衣を奪われた時などに非親里の居士或いは居士婦に衣を乞うことを許され、また裸形にて歩き回ることを回避するための決まりを制定される。

○五分律「捨墮 006」(大正 22 p.027 下) : 爾時衆多比丘隨估客行、失道遇劫剝奪、赤肉裸形而還向舎衛城。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後)その時、多くの比丘は估客に随って行き、道に迷い、賊に身包み剥がされ、舎衛城に帰ってきた。祇園精舎に至ると、その諸比丘に検問される。しかし、衣をもらえず、裸のまま釈尊に会い呵責される。「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞わんに、因縁を除き尼薩耆波逸提なり。因縁とは、奪衣・失衣・焼衣・漂衣・衣壞なり、是れを因縁と名く」。

○十誦律「尼薩耆 006」(大正 23 p.044 下) : 佛在舎衛國。爾時波羅比丘、從憍薩羅國遊行、向舎衛國。道中遇賊奪衣、裸形而行。時作是念。佛結戒、不得從非親里乞衣。我親里遠。今當裸形到舎衛國。即便來入祇桓禮舊比丘。舊比丘問。汝何人。答言。我是沙門。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後)波羅比丘は、コーサラ国から舎衛国に向かう途中で賊に衣を奪われ、裸形で祇園精舎に至る。旧比丘に検問され、六群比丘から衣を借りて釈尊に会う。「若し比丘、非親里居士、居士婦より衣を乞えば尼薩耆波逸提なり、餘時を除く、餘時とは、奪衣・失衣・焼衣・漂衣なり、是れを時と為す」。

僧祇律「尼薩耆波夜提 006」(大正 22 p.302 上) : 復次佛住舎衛城。廣説如上。爾時北方有六十比丘、來詣舎衛城禮觀世尊。中道被賊失衣、裸形入祇桓精舎、禮諸比丘。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うことを許さず」制定の後)釈尊は舎衛城におられた。北方に六十の比丘があつて、釈尊に会うために舎衛城へ向かう途中、賊に衣を奪われ、裸形のまま祇園精舎に入る。諸比丘に検問され、衣をもらい、釈尊に会って事情を話す。「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞うは尼薩耆波逸提なり、餘時を除く。餘時とは、失衣時なり、是れを餘時と名く」。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 006」(大正 23 p.729 中) : 爾時世尊爲諸苾芻初制學處。佛在逝多林。時有四十苾芻、遊行人間被賊劫奪無有衣服。時諸苾芻共作是議。如世尊制、不許從非親族居士若居士婦乞衣。我於此處無有親族、宜可還向室羅伐城。於同梵行者邊從覓衣服。我等如何露形而去。議曰。夜在道行晝當潛伏。如是漸漸夜至寺門。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後)釈尊は祇園精舎におられた。四十の比丘が人間を遊行して賊に身包み剥がされて裸になった。非親族から衣を乞うことは許されておらず、親族が近辺にないので、彼らは舎衛城に還ることにする。昼間、裸で出歩くわけにいけないので、夜だけ進んだ。寺門について、その比丘に外道と間違えられたが、事情を話して入れてもらい、衣をもらって釈尊に会う。「若し復た比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞わんに、餘時を除きて、泥薩祇波逸底迦なり。餘時とは奪衣・失衣・焼衣・吹衣・漂衣なり、此は是れ時なり」。

《20》マハーパジャーパティの要請により、比丘尼教誡人の制度が定められる。

### 輒教尼戒の因縁

〔舎衛城・祇園精舎〕

<20-1>四分律「単提 021」（大正 22 p.647 中）：①爾時世尊在舎衛國祇樹給孤獨園、與大比丘衆五百人俱、於中夏安居。盡是所知識、如舍利弗……如是等五百人俱。③爾時大愛道比丘尼、差摩比丘尼……如是等五百比丘尼、大愛道爲首、於舎衛國王園中夏安居。爾時大愛道往至世尊所、頭面禮足在一面坐、坐已白世尊言。唯願世尊、聽諸比丘與比丘尼教誡說法。佛告大愛道瞿曇彌。今聽諸比丘與比丘尼教誡與比丘尼說法。爾時大愛道頭面禮足而去。

釈尊が舎衛城・祇園精舎において舍利弗など 500 人の諸比丘、大愛道を首とする 500 人の諸比丘尼と雨安居された時、大愛道が釈尊に比丘が比丘尼を教誡することの許可を得た。阿難はチュッラパンタカ（般陀）比丘を比丘尼教誡人に指名したが、一偈を説いただけで第四禪に入定してしまったので、六群比丘尼が彼を馬鹿にして六群比丘に教誡を要請したが、彼らは余事を説いて法を説かなかった。比丘尼教誡人の選び方とその資格と内容（八重法）を定められる。「選任されないで比丘尼を教誡すると波逸提」。

<20-2>根本有部律「波逸底迦 021」（大正 23 p.792 上）：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。①佛於此處爲夏安居、與五千苾芻俱。③有耆宿苾芻尼、亦在此王園寺而作安居。

釈尊が舎衛城・祇園精舎において 5000 人の諸比丘と一緒に雨安居された時、諸比丘尼も王園寺で雨安居した。大世主比丘尼は釈尊に諸比丘尼に対する教誡を依頼したが、自分は年老いて気が無くなったとあって、比丘が順番に教誡することを定められた。ナンダカ（難鐸迦）は順番になったことを阿難に知らされ、王園寺に行って説教して満足させる。

六群比丘がつまらないことを云って笑わせるばかりで諸比丘尼を満足させることがなかったので、教誡比丘尼人を選任する手続きが定められる。資格についての「七法」「選任されないで比丘尼を教誡すると波逸提」以下、マハーパンタカ（大路）、チュッラパンタカ（小路）の因縁譚。そのチュッラパンタカが教誡の番に当たり笑われる。六群比丘が選任されずに教誡する。「八他勝法」十二衆比丘尼にちなむ過去の因縁譚。

〔参考〕

○Vinaya 'Pacittiya021' (vol.IV p.049) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘が衣服や寝具などを得るために長老比丘のまねをして諸比丘尼を教化しようとして俗語をなす。釈尊は「選任されずして教誡すれば波逸提」と定め、教誡比丘尼人の資格・選任の仕方・任務を定められる。

○五分律「墮 021」（大正 22 p.045 上）：佛在舎衛城。爾時諸比丘、不教誡比丘尼不爲說法、由此空無所得、而反呵罵。由汝輩故、令佛正法減五百歲、使一切人不敬沙門輕賤比丘不加供養。時波闍波提比丘尼、與五百比丘尼來詣佛所。……於是世尊、爲比丘尼種種說法、示教利喜已遣還所住。佛以是事集比丘僧、問諸比丘。汝等上座、實不教誡比丘尼不爲說法而反呵罵不。

釈尊は舎衛城におられた。諸比丘は未だ比丘尼を教誡しないばかりか、おまえたちのせいで正法が 500 年減じたと罵詈雑言をあげていた。波闍波提比丘尼が 500 人の比丘尼と釈尊に訴える。釈尊は諸比丘を呵責され、比丘が比丘尼を教誡するよう定められる。六群比丘が出かけて行って姪欲法や粗悪語を説いて六群比丘尼が喜ぶ。教誡比丘尼人の資格（十法）と不的確の条件（五法）が定

められる。

- 十誦律「波夜提 021」（大正 23 p.080 上）：佛在舍衛國。爾時佛告諸比丘。我教化四衆疲極、令諸比丘當教誡比丘尼。爾時諸比丘受佛教已、次第教誡比丘尼。上座比丘次第教誡竟、次至長老般特。時阿難往語般特言。

釈尊が舍衛國におられた時、比丘尼教誡の順番が（チュッラ）パンタカ（般特）に回ってきた。自分は愚かだからといって断るが、阿難に説得されて引き受ける。王園比丘尼精舎の諸比丘尼は祇園精舎にやって来て（チュッラ）パンタカの一偈と神通を見て尊敬の念を生じる。

釈尊が王舎城におられた時、六群比丘が順番に当たって悪説粗悪語を説き、若い比丘尼にうける。摩訶波闍波提比丘尼は王園精舎を出て、このことを釈尊に報告する。

- 僧祇律「單提 021」（大正 22 p.345 下）：佛住舍衛城。廣説如上。爾時長老比丘次第教誡比丘尼。時難陀優波難陀不得次第教誡、自相謂言。諸長老比丘悉次第教誡比丘尼。我等不得次第教誡。我等今當自先往教誡即作是念。

釈尊が舍衛城におられた時、ナンダ比丘とウパナンダ比丘は比丘尼教誡の順番がなかなか回ってこないで飛び越えてやろうとした。しかし目捷連の時は神通力があって他方世界にほうり投げられる危険性があるし、大迦葉は大威徳があって、衆中で辱めを受けるかもしれない。しかし舎利弗は柔和であるからというので、舎利弗の時に先に比丘尼精舎に行つて比丘尼を教誡した。舎利弗がこれを知つて釈尊に報告する。

《21》雨安居の時期にウデーナ王が出家した大臣を還俗させようとして、釈尊は彼に場所を移動することを許す。

〔コーサンビー〕

- <21-1>四分律「安居捷度」（大正 22 p.834 上）：爾時世尊在拘睢彌國。時有大臣勇健能闘、往詣佛所以信捨家為道。時憂填王語言。汝何不修道。當與汝婦資生田宅財寶。③比丘自念。我在此安居。必與我淨行作留難。作此念已往白佛。佛言。若有此難事便應去。

釈尊がコーサンビー國に住しておられた時、ある大臣が出家し、憂填王が彼に婦と田地を与えて彼を還俗させようとする。彼は雨安居中であるがここに留まっていたは修行の妨げになると考え、釈尊に伺う。「そのような場合は、雨安居中でもそこから去るべきである」。

〔参考〕

- ◎Vinaya ‘Vassupanāyikakkhandhaka’ (vol. I p.150)：（釈尊が比丘等に語る）もし雨安居に入っている比丘に女人が「汝に黄金・田……を与えよう」とか「汝の妻になろう」と言つて誘い、それが修行の妨げになると考えるなら、比丘は去るべきである。姪女・年長童女・黄門・親族・国王・盜賊・悪人が誘う場合も同様。

- ◎五分律「安居法」（大正 22 p.130 上）：復有一比丘安居。有一比丘尼誘共作不淨行、作是念。人心易轉後或失意。而世尊不聽破安居。我當云何。以是白佛。佛言。聽以此因緣破安居無罪。式叉摩那乃至黃門亦如是。若國王欲壞其梵行乃至父母親戚亦如是。

有一比丘安居、見伏藏作是念。此藏足我一生用。若久住此或能失意。而世尊不聽破安居。我當云何。以是白佛。佛言。聽以此因緣破安居無罪。若見國王尊貴乃至見父母親戚苦樂恐失道意皆亦如是。

ある比丘が雨安居して、ある比丘尼が共に不淨行を作そうと誘う。「そのような場合は雨安居を破つても無罪である」。式叉摩那・黄門・国王・父母親戚が誘惑する場合も同様。

ある比丘が雨安居して埋藏宝を見つける。「雨安居を破つてもよい」。国王・尊貴……などを見る場合も同様。

- ◎十誦律「安居法」（大正 23 p.176 下）：有比丘夏安居、是中女人不如法語。大徳、我與汝女若

姉妹。汝為我作女夫、作姉妹婿。比丘如是思惟。……若我是處住、或失命若失梵行。有是事難故出去無罪。

有比丘夏安居、是中男子不如法語。大德、我與汝女若姉妹、汝作女婿作姉妹夫。比丘如是思惟。……我若是處住、若失命若失梵行。有如是事難故出去無罪。

有比丘夏安居、不正思惟取相思惟。女人若來若去若立若坐、若笑若語若啼、若歌若作妓若舞、若赤裸若多少着衣、若嚴飾若不嚴飾。比丘如是思惟。……若我是處住、或失命或失梵行。有如是難故出去無罪。

有比丘夏安居、見伏藏大伽珍寶。比丘如是思惟。……若是處住、或失命或失梵行。有是事難故出去無罪

有比丘夏安居、若父母來、兄弟姊妹兒女本第二來。比丘如是思惟。……我若是處住。或失命或失梵行。有是難故出去無罪

女人・男子・伏藏大伽珍寶などの誘惑がある場合、去ってよい。

○◎根本有部律「安居事」（大正 23 p.1043 中）：若苾芻作安居竟、有女人來至苾芻所、而作是言。我有女新婦及婢、欲遣供養大德。苾芻作念。我若不去、恐失梵行、并有命難等起、是謂梵行等緣。佛言。移去者無犯、亦不破安居。若有男子黃門等緣、准上應去

若苾芻作安居竟、若見女人、而生欲想。不能禁止煩惱、恐失梵行、亦應離去

若苾芻作安居竟、見有伏藏。即作是念。我住於此、恐當不能禁止其心、而便取物。佛言。移去無罪

若苾芻於安居內、忽有親里眷屬、來諫苾芻住止。苾芻嫌賤、移向餘處者、同前無過。

《22》ウデーナ王がウパナンダ釈子を雨安居に招く。それを受けて雨安居に入ったウパナンダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。

〔コーサンビー・ゴーシタ園：舎衛城・祇園精舎〕

<22-1>四分律「安居鍵度」（大正 22 p.835 上）：爾時佛在拘睢弥国瞿師羅園。爾時王憂陀延與跋難陀釈子為親友、請跋難陀夏安居。③跋難陀、拘睢弥国結安居、聞餘住處大得利養大得衣物、即便往彼住處、小住彼已、復還拘睢弥。時王憂陀延聞已嫌言。云何跋難陀釈子。受我請在此住夏安居。聞彼住處大得利養大得衣物。便往至彼。在彼住已。復還來此。

釈尊がコーサンビー国のゴーシタ園におられた時、ウデーナ（憂陀延）王は親友の間柄であるウパナンダ釈子に雨安居を請うた。ウパナンダはコーサンビーで雨安居に入ったが、余處で豊かな供養があると聞いてそちらに移ってしばらく滞在し、また戻ってきた。

「雨安居を破ったことになる」。

<22-2>四分律「房舎鍵度」（大正 22 p.944 中）：爾時世尊在拘睢弥。時王優填與跋難陀親厚。王請在拘睢弥夏安居。③時跋難陀受請安居已、聞有異處安居僧大得衣物。即往彼處少時住已還拘睢弥。

釈尊がコーサンビーにおられた時、ウパナンダがウデーナ（優填）王の雨安居の招きを受けながら、他の住處に住した比丘らが多くの衣を得たと聞いてそちらに移り、また帰ってくる。「両方の處を失う」。

<22-3>十誦律「衣法」（大正 23 p.199 上）：佛在舎衛国。③跋難陀釈子兩處安居、為布

施故。諸比丘不知何処與衣分白佛。佛言安居處與。諸比丘言兩處安居。佛言何處住日多。答言兩處日等。佛言何處自恣。答言兩處自恣。佛言何處先自恣。是處與衣分

佛在舍衛國。③跋難陀釈子、夏後月按行諸精舍、欲知何處安居比丘多得衣物、布施多處即往。……佛知故問跋難陀。汝實爾不。答言實爾。佛種種因緣訶。何以名比丘、餘處安居餘處受衣分。爾時佛但呵。未為比丘結戒

①佛在橋薩羅、一住處與大比丘僧安居。是國中諸居士、見僧家家與比丘僧衣、若別房衣亦後安居衣。①佛後歲祇林中夏安居。是住處有兩老比丘安居。諸居士思惟。我等施僧如旧令事不廢。……是時跋難陀。夏後月按行諸精舍。欲知何處安居比丘多得衣物布施。跋難陀思惟。佛往年安居處。是中必有多衣施。即往彼住處。二老比丘遙見來。……佛種種因緣呵跋難陀已告諸比丘。從今日是處安居。不處餘處受衣分。若受得突吉羅罪

ウパナンダが布施を二重どりするために二處で雨安居する。諸比丘はどちらの衣を彼に分けるべきか分からなくなって釈尊に伺いを立てる。釈尊が多く日数を過ごした方の布施を分配するように指示すると兩處で同日数だったので、自恣を行った方と指示すると、兩處で自恣を行っていた。「先に自恣を行った方の布施を分配すべし」。

釈尊が舍衛城におられた時、ウパナンダ釈子が雨安居を終えてからどこでたくさん布施を得られるかを調べにまわって、多いところがあるとそこへ行く（未結戒）。

釈尊がコーサラ国の一住處で大比丘僧と雨安居された時、國中の諸居士が僧の多いのを見て家家が比丘僧に衣（別房衣亦は後安居衣）を与える。釈尊が後年に祇園精舍で雨安居された時、この住處に2人の比丘が雨安居し、多くの衣を得る。ウパナンダが夏の後月に諸精舍を按行し、その住處に至り、2人から多くの衣をせしめる。「余處の衣分を受ければ突吉羅」。

[参考]

◎Vinaya 'Vassupanāyikakkhandhaka' (vol. I p.153) : ウパナンダ釈子長老がコーサラ国のパセーナディ王に前安居を約束する。その住處に赴く途中に衣物の多い2つの住處を (dve āvāse) 見て兩處で (dvisu āvāsesu) 雨安居を過ごすことを思いつき、そこで雨安居に入ってしまう、パセーナディ王が怒る。「彼の比丘は前安居を失し、約において悪作に墮す」。

◎Vinaya 'Civarakkhandhaka' (vol. I p.300) : 釈子ウパナンダ (Upananda Sākyaputta) が舍衛城において雨安居を過ごし、他處でも衣の配分を受ける。「一處で雨安居を過ごし他處で衣の配分を受けたら悪作」。

(vol. I p.301) : ウパナンダ釈子が二處で半分ずつ雨安居を過ごして衣を多く得ようとした。「半の衣分を与えよ」。

◎Vinaya 'Senāsanakkhandhaka' (vol. II p.168) : ウパナンダ釈子長老が舍衛城で臥坐具をとって後、他の村に行って、そこでも臥坐具をとった。「兩處を失う。1人で2つを保つ者は悪作」。

◎四分律「衣撻度」(大正22 p.864下) : 爾時六群比丘跋難陀、聞佛聽受夏衣、於春夏冬一切時求索夏衣。夏安居未竟、亦乞衣亦受衣。時跋難陀釈子、在一住處安居。聞有異住處大得夏安居衣。即往彼住處問言。汝曹分夏衣未耶。答言未分。語言。持來與汝分。復往餘處問言。汝分夏衣未。答言未分。語言。持來與汝分。時跋難陀、在多處分衣、得多衣分、持來入祇桓。……自今已去。不處於一切時春夏冬求索夏衣。安居未竟亦乞衣亦受衣。亦不處此處安居受衣分已復於餘處受衣分。若受者處如法治。

\* これは雨安居を過ごしたところとは別のところで衣分を受けてはならないという記述であり、ウパナンダが二處で雨安居を過ごしたという記事を含んではいない。

◎五分律「安居法」(大正22 p.130中) : 時跋難陀受安居請布薩竟、往中路見二住處。多有衣食施。



便住其中。二處各半皆欲取分。諸比丘以是白佛。

ウパナンダは雨安居の招きを受けて布薩が終ってから、赴く途中で多くの布施がある二住処を見てそこに住した（意味不明）。「前後の雨安居が無くなり、違言で突吉羅を得る」。

◎五分律「衣法」（大正 22 p.138 中）：時跋難陀知未分安居施物處、輒往語言。何不速分。若不分或有虫嘯水火等難。若分可得自用。若與弟子及作福事。諸比丘即便分之。跋難陀言。汝等不別貴賤。諸比丘言。汝若善別為我等分、亦自取分即為分之、得分持去。復往餘處如是非一、得重担衣、還歸所住。……不応一處安居諸處受安居施分。犯者突吉羅

（大正 22 p.141 下）：時跋難陀。為安居施故二處結安居。諸比丘以是白佛。佛言。二處皆応各與半分。

《23》「餅を食するを許す」。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<23-1>四分律「菓鍵度」（大正 22 p.877 中）：⑦爾時比丘在北方住安居已、形體枯燥顏色憔悴、至祇桓精舎詣佛所、頭面礼足却坐一面。⑩世尊慰問客比丘。汝住處安樂和合不。不以乞食疲苦耶。答言。住處安樂和合無諍。彼国無粥、不得粥故氣力羸乏。佛問言。彼国常食何等食。答言。彼国常食餅。佛言聽食餅。

ある比丘が北方に住し、雨安居を終つて祇園精舎の釈尊のもとに至る。彼らが雨安居を過ごした地では粥を食べる習慣がなく餅を常食としていた。「餅を食するを許す」。

《24》比丘が衣を精舎に置いて遊行に出る。離三衣宿戒の因縁

〔舍衛城〕

<24-1>五分律「捨墮 002」（大正 22 p.023 下）：佛在舍衛城。③爾時十七群比丘、安居竟欲遊行。

釈尊が舍衛城におられた時、十七群比丘が雨安居を終えて衣を置いて遊行に出た。他処より戻つた六群比丘が、その事を知つて釈尊に報告する。

<24-2>僧祇律「尼薩耆波夜提 002」（大正 22 p.293 下）：佛住舍衛城。廣説如上。有一婆羅門請衆僧經宿供養、并施衣物。諸比丘聞彼請僧、各作是念。今時和適不寒不熱。我等但著上下衣往。若彼得施衣、當作三衣受持。即便著上下衣去。

（p.294 上）①復次佛在舍衛城、安居訖詣王舎城。時有一比丘、王舎城中以信出家、於餘聚落安居訖、聞世尊安居訖詣王舎城。我今當往問訊世尊、并從佛去過看親里。天時不寒不熱。我當留一衣、但著上下衣去。乃至世尊種種呵責比丘之法。

釈尊が舍衛城におられた時、ある婆羅門の請に応じた諸比丘が寒くも熱くもなかったのので、先方で衣をもらえれば三衣になるからと行って上下衣だけで出かけた。

復次ぎに釈尊は舍衛城で雨安居を終えて王舎城に赴かれた。一人の比丘が王舎城中で出家し、余の聚落で雨安居を終える。釈尊が雨安居を終えて王舎城に来られることを聞いて、彼は釈尊にお会いした後、親里を見に行こうと考える。釈尊のところから去るにあたって寒くも熱くもなかったのので、一衣を留めて上下衣で去る。

〔参考〕

○Vinaya 'Nissaggiya002' (vol. III p.198)：釈尊は舍衛城・祇園精舎におられた。諸比丘が重衣を置いて、安陀衣および鬱多羅僧のみを着して遊行に出た。これを知つた阿難が釈尊に報告する。

○四分律「捨墮 002」（大正 22 p.603 上）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘持衣付囑親

友比丘往人間遊行、受付囑比丘得此衣數數在日中曬、諸比丘見已便問言。佛聽比丘畜三衣不得長、此是誰衣。彼即答言。此六群比丘衣。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘が親友比丘に衣を付囑して遊行に出て、親友比丘がその預かった衣をしばしば日干しする。

- 十誦律「尼薩耆 002」（大正 23 p.031 中）：佛在王舎城。爾時六群比丘、處處留衣、著上下衣遊行諸國、趣著弊衣無有威儀。……除僧羯磨者、僧羯磨名如大迦葉、以因縁故、留僧伽梨耆闍崛山中、著上下衣來入竹園。時遇天雨、不得還上耆闍崛山、離僧伽梨宿。是大迦葉語諸比丘。我以因縁故。留僧伽梨耆闍崛山中。今遇天雨不得還山。離僧伽梨宿。今當云何。諸比丘以是事白佛。佛以是事集比丘僧。

釈尊が王舎城におられた時、六群比丘が処々に衣を留めて上下衣だけで遊行に出る。「僧羯磨を除く」の註釈に、大迦葉の因縁（耆闍崛山に僧伽梨を置いて、上下衣で竹林園にやって来たが、雨が降って戻ることができなかった）あり。

- 根本有部律「泥薩祇波逸底迦 002」（大正 23 p.712 中）：爾時薄伽梵、在室羅伐城逝多林給孤獨園。時諸苾芻多畜三衣、隨安居處所得衣財、浣染刺已內衣帛中、繫縛使牢寄主人苾芻、便著上下二衣遊行人間。……

佛在王舎城竹林中住。是時具壽大迦攝波、亦住此城西尼迦窟。此時僧伽同一褒灑陀界。時諸苾芻至十五日。褒灑陀時並皆現集、唯待大迦攝波。時大迦攝波從窟發來、路經賢雨河遇、河瀑漲、渡水之時大衣被濕、便緜去水曬曝待乾、遂便晚至往褒灑陀處。……佛言汝諸苾芻應與大迦攝波苾芻年邁衰老、作不離僧伽毘羯磨。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘が三衣を多く蓄え、安居処で得た衣財を衣帛中に入れて主人比丘に預け、上下衣だけで遊行に出た。主人比丘はそれを日干ししたりすることで忙殺され、修行の妨げになった。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、摩訶迦葉が同一布薩界の王舎城の西尼迦窟にいた。布薩時に、雨で増水した賢雨河を渡る際に衣が濡れて摩訶迦葉が遅れた。離三衣戒の特例としての羯磨を定められる。

《25》六群比丘が如法の裁決に従わずに、羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。

〔舎衛城〕

- <25-1>五分律「墮 005」（大正 22 p.039 上）：佛在舎衛城。爾時六群比丘有勢力、餘善比丘無勢力。六群比丘恒遮其五種羯磨。呵責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨。若比丘被五種羯磨、僧欲解亦遮不聽。後六群比丘無勢力、諸善比丘有勢力。衆僧應有羯磨事。④六群比丘作衣時至。諸比丘言。今當呼六群比丘共行僧事。若不捨衣來、自當囑授。我等便得如法行事。即便集僧遣人。語六群比丘。汝等可來。僧今集會。六群比丘言。我等有事今遣囑授。即囑授一比丘來詣大衆。

釈尊が舎衛城におられた時、六群比丘に勢力があり、他の諸比丘は勢力が弱かったため、六群比丘は五種羯磨をなされそうになっても常にそれを遮っていた。しかし、彼らが作衣を行っている時に羯磨が行われ、六群比丘はしぶしぶ囑授して欠席した。他の諸比丘は彼らの欠席をよい機会として彼らに五種羯磨を科してしまう。六群比丘は羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。「僧伽の裁決が終っているのに、再び発起すれば、波逸提」。

〔参考〕

- Vinaya 'Pācittiya063' (vol.IV p.126)：釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘がすでに済んだ如法の裁決に従わず、もう一度羯磨にかけようとした。

- 四分律「单提 066」（大正 22 p.680 下）：爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘、鬪諍如法

滅已、後更發起作是言。汝不善觀不成觀、不善解不成解、不善滅不成滅。令僧未有諍事而有諍事起。已有諍事而不除滅。

- 十誦律「波夜提 004」（大正 23 p.069 下）：佛在王舍城。爾時六群比丘、喜鬪諍相言相罵。是六群比丘、共餘比丘鬪諍相言相罵。僧如法斷諍竟、六群比丘知如法斷已、還更發起作是言。諸長老、是事非作惡作。
- 僧祇律「單提 004」（大正 22 p.327 上）：佛住舍衛城。廣說如上。時六群比丘、知衆僧如法如律滅諍事已、作是言。此事不了。當更斷。六群比丘作此語已、還諍事起。不和合住。諸比丘、以是事往白世尊。
- 根本有部律「波逸底迦 004」（大正 23 p.770 上）：爾時佛在室羅伐城給孤獨園。爾時六衆苾芻知和合衆如法斷諍已、更於羯磨而發舉之、作如是語。此之諍事不善滅除。是惡斷事更應詳審爲其除滅。

《26》十七群比丘が雨安居して臥坐具を片づけずに去り、臥坐具が腐ってしまい、後から来た六群比丘がこれを見て非難する。覆処敷僧物戒の因縁  
〔ヴェーサーリー〕

<26-1>五分律「墮 015」（大正 22 p.043 中）：佛在毘舍離。有一住處下濕。③時十七群比丘在一房中安居、去時不舉僧臥具。悉皆爛壞。後六群比丘來。

〔参考〕

- Vinaya ‘Pācittiya015’ (vol.IV p.041)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、十七群比丘がある精舎に臥坐具を敷いて、去る時に臥坐具を片づけもせず、片づけを人に頼むこともしなかった。臥坐具が蟻に咬まれてしまった。
- 四分律「單提 015」（大正 22 p.644 中）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時有客比丘、語舊住比丘。我在邊僧房中敷臥具宿。後異時不語舊比丘便去。僧臥具爛壞虫嚼色變。
- 十誦律「波夜提 015」（大正 23 p.077 下）：佛在舍衛國。爾時有二客比丘向暮來、次第得一房同住。一人得床一人得草敷。二人夜宿已、不舉便去。時草敷中生蟲。
- 僧祇律「單提 015」（大正 22 p.342 中）：佛住舍衛城。廣說如上。時有婆羅門、宿請衆僧供食。施衣諸比丘僧房內敷僧坐具不收納便徑去。世尊……見諸比丘房內敷具上、有虫鼠糞穢塵土不淨。
- 根本有部律「波逸底迦 015」（大正 23 p.783 下）：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。爾時南方有二苾芻、一老一少、爲禮佛故向室羅伐城。在道日暮入寺寄宿。時諸苾芻遙見老者告言。善來大德、即依次與房及臥具等。其少年者但與其房而無臥具。少苾芻立性勤策、多覓乾草立與膝齊、用充臥物。其老苾芻便作是念。試觀少者臥物有不。便往見彼草敷厚煖、即作斯念。我若明朝還僧臥具恐廢行途。應還臥具就此同宿。即還臥具一處經宵、至曉便去。後有衆蟻依此草敷穿壞房舍。

《27》比丘が賊と同行して釈尊に会いに来る。与賊期行戒の因縁  
〔舍衛城（・祇園精舎）〕

<27-1>五分律「墮 066」（大正 22 p.063 中）佛在舍衛城。爾時拘薩羅摩竭二國互相抄掠、二國中間道路斷絶。⑦王舍城比丘安居竟、作是念。我今正當與賊同伴、⑦乃得自致問訊世尊。設彼戍邏、以共賊伴、收捉我者、波斯匿王信樂佛法、必不見罪。便與賊俱到彼國界、果爲所捉。將邏將所、白言。此是賊。邏將言。著袈裟者復是何等。答言。亦是賊。比丘便自說言。我非賊是沙門釋子。⑦於王舍城安居竟、應問訊世尊。道路難嶮故與共伴耳。邏將言。汝非沙門釋子。必假此服來作細作。便送王所。比丘自說如前。王便放之。左右群臣、有不信是沙門者言。此賊假比丘服。王信樂佛法、其於放之。諸長老比丘聞。種種呵責。以是白佛。佛以是事集比丘僧。

釈尊が舎衛城におられた時、コーサラとマガダの二国間の道路は断絶していて、王舎城で雨安居を終えた比丘が釈尊に会いに行くために賊と同行し、一緒に捕らえられる。王が仏法を信仰していたので放免されるが、周囲の人々は賊が袈裟を着て比丘のふりをしているだけだという。「知って盗賊の隊商と同道すれば波逸提」。

<27-2>僧祇律「単提 072」（大正 22 p.383 下）：佛住舎衛城。廣説如上。爾時舎衛毘舍離二國有嫌、年年互相抄伐。時毘舍離人來舎衛、抄劫人民得物去、還入本界生安隱想、解仗止息。……③時舎衛比丘安居竟、欲詣毘舍離。諸比丘失道、墮彼賊中。

釈尊が舎衛城におられた時、舎衛城とヴェーサーリー（毘舍離）は険悪な関係にあって、ヴェーサーリーの盗賊が舎衛城に来て人民のものを強奪していた。舎衛王は彼らを捉える命令を出す。舎衛の諸比丘が雨安居を終えて毘舍離に行こうとして道に迷い、盗賊と同行し、捕らえられる。王は事情を聞いて比丘を放免するが、500人の盗賊を死罪に処そうとする。釈尊は彼らが再び盗賊にならないようにすると約束して放免させて「善来比丘戒」で出家させる（過去世時已曾蒙我。如獼猴本生經中廣説）。

<27-3>根本有部律「波逸底迦 071」（大正 23 p.852 下）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。  
③有一苾芻、於王舎城竹林中住為夏安居。⑦時彼苾芻夏了作衣竟、欲往室羅伐城礼世尊足。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ある比丘が王舎城・竹林園で雨安居を過ごし、作衣を終わって、舎衛城の釈尊に会いに行くために、隊商とともに同行しようとした。ところが隊商は脱税者であったので捕まってしまう。比丘はこれを知らなかったので釈放され、祇園精舎に到着してこれを報告する。

〔参考〕

○Vinaya 'Pācittiya066' (vol.IV p.131)：釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、一人の比丘が王舎城からパーティヤーローカ (Paṭiyāloka) に向かう隊商に、彼らが脱税のため税物を隠すことを知りつつ同行する。一緒に官人に捕えられるが、非難されながらも釈放される。比丘は舎衛城に至り、釈尊は彼を呵責される。「盗賊と知りつつ同道すれば、波逸提」。

○四分律「単提 067」（大正 22 p.681 中）：爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。有衆多比丘、從舎衛國欲至毘舍離。時有賈客伴。欲私度關不輸王稅。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、舎衛国から毘舍離に行こうとしていた多くの比丘が、税関をこっそり抜けるつもり商人と同行して、税関で捕まる。波斯匿王は「沙門釈子を殺すわけにはいかない」と言って比丘らを呵責して放免する。「賊と共に同道して一村の間に至れば波逸提」。

○十誦律「波夜提 071」（大正 23 p.116 上）：佛在維耶離。爾時諸比丘、從跋耆國遊行向維耶離。是道多草木。諸比丘失道、入薩羅樹林中。爾時有賊、作惡事竟先在林中。……諸比丘言。我曹與汝等共去。諸賊言。不知我等是賊耶。

釈尊が毘舍離におられた時、跋耆国からヴェーサーリーに遊行しようとした諸比丘達が道に迷って賊に会い、賊と承知で同行する。ガンガーを渡し場でないところから渡ろうとして捕らえられるが、断事人が仏法を信仰していたので釈放される。「知って盗賊隊と同道すれば波逸提」。

《28》諸比丘が蚊虻を避けて舎衛城、瞻波城、迦維羅衛城、王舎城で雨安居する。  
「蚊𧇗を許す」。

〔ヴェーサーリー〕

<28-1>五分律「衣法」（大正 22 p.137 中）：佛在毘舍離城。有一住處、地極卑濕多諸蚊虻、

③諸比丘不得住、皆往舍衛城・瞻波城・迦維羅衛城・王舍城安居、所住處空。諸居士言、大徳可住此安居。我等當供給飲食。諸比丘言、此間多有蚊虻不能得住。諸居士復言。大徳但住當送蚊虻。諸比丘不知得受不。以是白佛。佛言聽受。諸比丘不知大小作。以是白佛。佛言應隨床大小作。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、湿度が高く、蚊・虻が多い一住処に住する諸比丘が耐えられず、舍衛城、チャンパー、カピラ城、王舎城で雨安居し、その住処は空になった。人々は飲食を供給するからここに住されるようにと願い出たが、蚊・虻が多くてとても住めたものではないと断る。人々が蚊帳の提供を申し出たが、受けていいか分からず釈尊の判断を仰ぎ許される。

《29》釈尊がロージャ・マツラを教化し、彼が仏・僧に供養することを申し出た餅を食することを諸比丘に許す。

〔パーヴァー〕

<29-1>五分律「食法」（大正 22 p.151 下）：佛之波旬邑。波旬諸力士聞佛欲至、即共議言。若不出迎罰金錢五百。皆與大小出迎世尊、頭面礼足却坐一面。佛為説種種妙法、示教利喜已。⑤即請佛及僧夏安居四月。佛默然受。諸力士知佛受已。……時有一人字盧夷。是阿難白衣時親友。問諸比丘。阿難今在何許。答言。阿難敬佛法僧今在佛後。彼即到阿難所礼足却住。阿難語言。我見汝迎佛甚用歡喜。答言。我非敬佛故來。但親族共要。……白佛言。世尊。我願佛及比丘僧 受我食不受餘請。佛言。凡諸学人皆有此願。吾已受此諸人夏四月請。無復空缺。彼作是念。復有何施佛未受者。使我不失如此福田。唯未見有設佉陀尼者。即便辦之食時輒行。諸比丘不敢受。念言。佛未聽我等食時食佉陀尼。以是白佛。佛言聽食

釈尊が波旬邑へ来ようとしてっていると聞き、パーヴァー（波旬）のマツラ（力士）人らが協議して「出迎えない者を罰金に処す」と決めて、皆で釈尊を出迎える。彼らは説法を聞いてから、釈尊に雨安居の4ヶ月を過ぎられるよう請い、釈尊はそれを受けられる。阿難の在俗時の親友であるロージャ（盧夷）が阿難のもとに来て、仏を敬うためではなく強制されてきたと語る。阿難に請われて釈尊はロージャを教化し、ロージャは三帰五戒を受け、仏と僧が恒に自分から施食を受けられるよう願うが、釈尊は既に諸人の請いを受けていると断られる。ロージャが佉陀尼（khādaniya 硬食）を施すことを許される。

〔参考〕

○Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.247) : 釈尊が1250人の諸比丘とともにアーパナ（Āpaṇa）からクシナーラー（Kusinārā）に赴かれる。クシナーラーのマツラ人（Malla）らが「もし釈尊を迎えなければ罰金に処す」という取り決めをする。阿難の友であるロージャ・マツラ（Roja Malla）が信心なくしていやいや阿難のところに来る。阿難は釈尊にそれを伝え、釈尊の説法の後、ロージャが自分からのみ供養を受けられるよう釈尊に請うが、「そのように言ってはならない」と釈尊にたしなめられる。他の人々による供養がつづき、自分の順番が回ってこないロージャは足りないものを探して、菜と堅餅の供養を思いつき阿難に訊き、釈尊の許しを得る。「一切の菜と一切の堅餅を許す」。

○四分律「菜糲度」（大正 22 p.873 下）：爾時世尊、從此住處至摩羅人間遊行、向波婆城。時波婆

城諸摩羅、聞世尊與千二百五十比丘俱從摩羅人間遊行向波婆城。自共作制。世尊當來皆應共迎、若不迎者罰金百兩。時有摩羅子、字盧夷、無有信樂於佛法僧、是阿難白衣時親友。

釈尊がアーパナ（阿摩那）城からマツラ（摩羅）人の地を遊行してパーヴァー（波婆）城へ向かう。……「前食に餅を受くることを聴す」。

\*『四分律』は他に「餅を食することを許す」因縁譚を有する。《23》参照。

○十誦律「医薬法」（大正 23 p.193 上）：佛從阿頭佉國持衣鉢、向波婆國遊行。此國中諸豪族先作要。佛來入國、一切應一由延迎佛。若不迎者、罰五百金錢。既聞佛來出迎。中有一豪族、字盧芝、第一力士。是阿難舊知識。其人於佛無信。阿難遙見其來。語言盧芝。

釈尊が阿頭佉國（Ātumā?）よりパーヴァー（波婆）國に向かつて遊行される。……「餅を食うを許す」。

《30》「麩漿を飲むを許す」。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<30-1>五分律「雑法」（大正 22 p.171 下）：⑦有一比丘於德叉尸羅國夏安居竟、到舎衛祇洹至佛所、頭面礼足白佛言。如此國飲粥、彼國飲麩漿。願聽諸比丘晨朝飲麩漿。佛言聽飲。

ある比丘がタッカシラーで雨安居を過ごし終えて、舎衛城の釈尊のもとに至り、ここで粥を啜るように彼の国では麩漿を飲むため、それを飲むことを許して欲しいと申し上げ、釈尊が許可される。

《31》スディンナ・カラダカプッタが郷土から離れてコーサラ国の一処で雨安居を過ごし、雨安居を終えてからヴェーサーリーに戻る。第一波羅夷（姪戒）の因縁

〔ヴェーサーリー〕

<31-1>十誦律「波羅夷 001」（大正 23 p.001 上）：佛在毘耶離國。去城不遠有一聚落。是中有長者子、名須提那加蘭陀子、富貴多財種種成就、自歸三寶爲佛弟子、厭世出家剃除鬚髮被著法服而作比丘、③遠離郷土到憍薩羅國一處安居。時世飢饉乞食難得、諸人民妻子尚乏飲食。何況能與諸乞求人。時須提那作是念。此大飢饉乞求難得。我等諸親里多饒財富。當因我故布施作福。今正是時。作是念已。夏安居過三月自恣竟作衣畢、著衣持鉢還毘耶離、經遊諸國至本聚落。晨朝時到著衣持鉢入村乞食至親里舍。

〔参考〕

○Vinaya 'Pārājika001' (vol. III p.011)：釈尊がヴェーランジャーからソーレヤの町を通過してヴェーサーリーに到着され、大林重閣講堂に住される。その時、ヴェーサーリーの近くのカランダ村にスディンナ・カラダカプッタ (Sudinna-Kalandaputta) という長者の子があり、釈尊のもとで出家し、頭陀行を修し、ヴァッジ族のある村の近くに住した。その時村は飢饉で、彼は親戚の家で食を得るためにヴェーサーリーに戻る。そこで元の妻に会い、財産を継がせるために子供を作ってくれと頼まれて不浄を行う。子供は「統種」(Bijaka) と名付けられ、後に出家して阿羅漢となる。

○四分律「波羅夷 001」（大正 22 p.569 下）：爾時世尊在毘舍離。時迦蘭陀村須提那子、於彼村中饒財多寶持信牢固出家爲道。時世穀貴乞求難得。時須提那子作是思惟。今時世穀貴諸比丘乞求難得。我今寧可將諸比丘詣迦蘭陀村乞食。

○五分律「波羅夷 001」（大正 22 p.002 中）：爾時世尊説此偈已、更爲説法示教利喜、從坐而起向

僧伽尸國、展轉遊歷、後之毘舍離。住彌猴河邊重閣講堂、爲諸四衆比丘比丘尼優婆塞優婆夷國王大臣沙門婆羅門、供養恭敬尊重讚歎。爾時迦蘭陀邑諸長者事緣入城、聞佛世尊在重閣講堂皆詣佛所、見佛世尊與無量衆圍遶說法。時彼衆中、有長者迦蘭陀子、名須提那、聞法歡喜即作是念。……即成沙門得具足戒、出家未久。時世飢饉。諸比丘入城分衛者、都無所獲、須提那在閑靜處作是念。今此飢饉乞求難得。我所生處飲食豐樂。當將諸比丘還我本邑令得供養并福度彼、便從坐起、與諸比丘還到本邑住林樹下。

○僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.229 上）：爾時世尊、於耕田聚落隨所樂住已、從憍薩羅國遊行向跋耆國。爾時世尊與五百比丘俱、到跋耆國毘舍離城、住大林重閣精舍。爾時毘舍離城、人民飢饉五穀不熟、白骨縱橫乞食難得。毘舍離城有長者子、名曰耶舍、信家非家捨家出家、其父名迦蘭陀故、諸梵行者皆稱爲迦蘭陀子。時世飢饉乞食難得、每至食時多還家食。其母告耶舍言。

○根本有部律「波羅市迦 001」（大正 23 p.628 上）：至十三年、在佛栗氏國。時羯闍鐸迦村羯闍鐸迦子名蘇陣那、……彼於異時、於佛法僧深生敬信、歸依三寶受五學處……便以正信捨家趣非家、剃除鬚髮而披法服、既出家已。……便捨親屬行詣他方。逢世飢饉乞食難得。……時蘇陣那便捨他方、執持衣鉢漸次遊行、遂至羯闍鐸迦村、去斯不遠在阿蘭若住小房中。

《32》ピリンダヴァッチャが五種薬を蓄えて房舎を汚す。畜七日薬過限戒の因縁  
〔舎衛城：王舎城・竹林園〕

<32-1>十誦律「尼薩耆 030」（大正 23 p.060 下）：①佛在舎衛国、與大比丘僧安居。③爾時長老畢陵伽婆蹉、王舎城安居。……諸佛在世法。歲二時大會、春末後月夏末後月。春末月者、諸方國土處處諸比丘來詣佛所、作是念。佛所說法、我等當安居時修習得安樂住、是初大會。夏末月者、諸比丘夏三月安居竟作衣畢、持衣鉢詣佛所、作是念。我等久不見佛、久不見世尊。是第二大會。⑦爾時有一比丘、王舎城安居竟作衣畢、持衣鉢遊行到舎衛國、往詣佛所、頭面禮足在一面立。諸佛常法。若客比丘來、以如是語勞問諸比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。⑩爾時佛以如是語勞問是比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。

釈尊が舎衛国で大比丘僧と雨安居された時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が王舎城で雨安居を過ごし、酥・油・蜜・石蜜を多く得て房中のあちこちに貯えたが、これが流れ出して房舎が臭くなった。ある比丘が王舎城で雨安居を終えて舎衛国に至り、釈尊に事情を報告する。「四種含消薬（酥・油・蜜・石蜜）を服するを聴す。7日を過ぎて蓄えると捨墮」。

<32-2>十誦律「医薬法」（大正 23 p.185 上）：同上。

〔参考〕

○Vinaya 'Nissaggiya023' (vol.III p.248)：釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ピリンダヴァッチャ (Pilindavaccha) は王舎城に窟住处を作ろうとして山窟を清掃させていて、それを見たマガダ王ビンピサーラが浄人 (ārāmika) の提供を申し出る。ピリンダヴァッチャは釈尊に使いを遣って尋ね、釈尊は浄人の使用を許可される。

ビンピサーラ王は浄人を奉施することを約束しながら忘れてしまうが、500日後に思い出し、庶務大臣に言つて500人の浄人を奉施し、浄人村 (Ārāmikagāma) またはピリンダ村 (Pilindagāma) と呼ばれる村ができる。

その村の祭りの日、ピリンダヴァッチャが草花を金の華鬘に変えて一少女に与えたことから、この少女の一家が王に捕らえられてしまう。しかし、ピリンダヴァッチャの神通力によるものと判明して一家は釈放される。

王はピリンダヴァッチャを深く信仰して五種薬を施すが、ピリンダヴァッチャは持ち合わせがあったので他の比丘に与え、他の比丘が無駄遣いしたために諸人に贅沢だと非難される。「五種薬は7日以内に使うべし」。

○Vinaya ‘Bhesajjakkhanda’ (vol. I p.204) : 同上。

○四分律「捨墮 026」(大正 22 p.627 下) : 爾時世尊從摩竭國界人間遊行至羅闍城。時畢陵伽婆蹉在此城中住、多有知識亦多徒衆。大得供養酥油生酥蜜石蜜與諸弟子。諸弟子得便受之、積聚藏舉滿大甕君持。

釈尊がマガダ(摩竭)国を遊行して王舎城へ至る。ピリンダヴァッチャ(畢陵伽婆蹉)が大いに人々から酥・油・生酥・蜜・石蜜の供養を得ては弟子らにこれらを与えていた。弟子らはそれを大甕や大小の鉢などに入れて房中のあちこちに貯えたが、これが流れ出して房舎を臭く汚した。これを見た長者たちが非難する。「もし比丘に病あれば、残薬(酥・油・生酥・蜜・石蜜)を7日まで服してよい。7日を過ぎて蓄えると捨墮」と「七日薬過限戒」を制せられる。

○四分律「薬捷度」(大正 22, p. 870 中) : 同上。

○五分律「捨墮 015」(大正 22 p.030 下) : 佛在王舎城。爾時畢陵伽婆蹉住楞求羅山、飛在空中塗灑所住房。時瓶沙王往至彼山。畢陵伽見王來、忽還在地、白言。善來大王、可就此坐。王坐已問言。何故自作。無守園人耶。答言無。……

時彼村人至節會日。……有一貧女、行大啼哭。時畢陵伽入村乞食、見女啼哭。問其母言。汝女何故啼哭如是。答言。今日諸人皆盛服飾出行遊戲。我家貧窮不及於人。是以悲哭。……時諸人民聞見神變、於佛法衆、生信樂心、施僧前食後食恒鉢那非時漿洗浴衆具塗身塗足及然燈油。爾時衆僧多得生熟酥油蜜石蜜、食不能盡、積聚在地處處流漫、汚墜衣服床席臥具。

釈尊が王舎城におられた時、ピリンダヴァッチャ(畢陵伽婆蹉)が楞求羅山において空中を飛びながら房を自ら掃除しているのを見て、ピンピサーラ(瓶沙)王が守園人を提供しようとするが、釈尊が許していないからと辞退する。王は釈尊のもとを訪れ、許可されるように進言し、釈尊は許可される。しかし王の臣が仏教を信じていなかったので守園人を提供しなかった。また、畢陵伽婆蹉も催促しなかった。後に彼が城内で乞食する姿を見て、王はこれを思い出し、彼に守園人を提供したかどうかを臣に尋ねる。臣は提供してないというと、王はそれ以来の日数である500人を提供し、房舎の掃除などをさせる。

節会の日に男女が着飾って遊戲する中、一人の貧しい娘が大泣きしていた。乞食の際にピリンダヴァッチャがそれを見てその母に理由を尋ね、それが貧しい故であることを知る。彼は母親に草を採らせ、それを結んで金華鬘を化作して娘に与えたが、これを見て嫉妬した者がピンピサーラ王に訴える。王はこの家の家族を牢獄に入れてしまうが、ピリンダヴァッチャは王に事情を話して実際に化作して見せ、釈放させる。この話が人々に伝わり、沢山の施物が僧伽に布施されるようになった。

比丘らが沢山の生と熟の酥・油・蜜・石蜜を得て、食べきれず余ったものを積んでおいた。それがあちこちで漏れて衣や臥具などを汚してしまう。「昨日受けた酥(生・熟)・油・蜜・石蜜を食することを許さず、犯せば突吉羅」。多くの病比丘が日々受けることができなくなった。「もし比丘が病んで酥・油・蜜・石蜜を服するときは7日を過ぎて蓄えると捨墮」。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 030」(大正 23 p.759 上) : 爾時佛在王舎城竹林中住。爾時具壽畢隣陀子弟子門人、所有諸藥自觸令他觸。

釈尊が王舎城・竹林におられた時、ピリンダヴァッチャ(畢隣陀子)の弟子たちが、所有する諸薬に自ら触れ、他の者にも触れさせ、あるいは堅いものや柔らかいものを混ぜるなど、恣に食を取っていた。「病比丘が薬(酥・油・糖蜜)を7日以内に蓄え服すなら許す、それを過ぎれば捨墮」。

☆Jātaka-A.406 ‘Gandhāra-j.’ (vol.III p.363) : 釈尊が舎衛城におられた時、王舎城でピリンディヤヴァッチャ(Pilindiyavaccha)長老が浄人の家族(ārāmikakula)を解放するために王宮に赴き、神通力によって王の御殿を黄金作りにする。人々は長老に五種の薬を送り届けた。諸比丘はもらっ



た菓を貯蔵した。それを見て人々が嫌悪した。「病める比丘の服すべき五種菓（熟酥・生酥・油・蜜・石蜜）は7日まで蓄えてよい」。

※なお『僧祇律』「尼薩耆波夜提 023」（大正 22 p. 316 中）に「畜七日菓過限戒」の因縁譚があるが、因縁となった人物をナンダとウバナナダにしており、ピリンダヴァッチャが登場しない。しかし僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.467 上）に 35 の断当事の中、第 18「三婆蹉者」として以下の記事がある。

1. 釈尊は王舎城におられた時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が乞食に際して、ある家の女が泣いているのでその理由を聞くと、節会に着て行く服がないからであった。ピリンダヴァッチャは、種々の衣服や瓔珞を化作する。王がその女を喚して瓔珞の由来を知り、続いてピリンダヴァッチャを呼ぶ。彼は杖で壁や床を打って全てを金に変えてしまう。釈尊はこれを無罪とされる。
2. ピリンダヴァッチャが自ら房舎に泥を塗っていた。ピンピサーラ（瓶沙）王が園民を与えることを申し出るが断られる。聚落の人々が園民になることを申し出て、五戒を持する者ならば使うというので、彼らは優婆塞になる。聚落が裕福になり、賊に襲われるが、ピリンダヴァッチャが神足をもって追払う。釈尊はこれを無罪とされる。
3. 釈尊が王舎城におられた時、ピリンダヴァッチャは毎日ガンガーを渡って乞食に行っていたが、水神に向かって「首陀羅」と呼びかけて水神に命令して水を自在に操った。その他にも彼は仏と八大声聞以外の全員に向かっては「首陀羅」と呼びかけていた。しかしそれは彼がバラモンであることを誇っているためではなく前生の習気のためであったので、釈尊は無罪と判定される。

また上記の *Vinaya* 'Nissaggiya023'、『五分律』「捨墮 015」にもピンピサーラ王による淨人の提供の記事があるが、これは『十誦律』「臥具法」（大正 23 p.250 下）では大迦葉に対してとされ、ピリンダヴァッチャに対してではない。

### 《33》施一食処過受戒の因縁

〔舎衛城〕

<33-1>十誦律「波夜提 032」（大正 23 p.089 中）：佛在舎衛國。爾時憍薩羅國諸居士作福德舎。若有沙門婆羅門來是中宿者、諸居士往迎問訊禮拜。……爾時六群比丘、從憍薩羅國遊行、向舎衛城到福德舎。諸居士即時出迎問訊禮拜。……爾時六群比丘共相謂言。今時惡世飲食難得、當小住此受樂。作是念已即住不去。是中更有沙門婆羅門來欲宿者、不相容受。……

佛在舎衛國。爾時長老舍利弗、從憍薩羅國遊行、向舎衛國到福德舎。時風病發。作是念。我若住中過一宿不食、得突吉羅。我寧當去。去已道中病更增劇。漸漸遊行到舎衛國詣佛所、頭面禮足一面坐。諸佛常法。有客比丘來、以如是語問諸比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲耶。佛以是語問舍利弗。⑫忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲耶。

釈尊が舎衛城におられた時、コーサラ国の諸居士が福德舎を作って、沙門や婆羅門らを供養していた。そこへ六群比丘が来て「今、世間では飲食が得難い。しばらくここに止まって樂をしよう」と相談し合って住み着いてしまい、他の沙門やバラモンが宿を欲しても空きがないということになった。「福德舎で1食を過ぎれば、波逸提」。

釈尊が舎衛城におられた時に、舍利弗がコーサラ国を遊行して舎衛城の福德舎に至り、そこで病に罹る。一宿以上は禁じられているため、無理に出発して病が悪化した。舎衛

城の釈尊のもとに至って報告する。「病気の場合は除く」。

\*ただし六群比丘の記事と舍利弗の記事は同時のこととして記述されていない。

<33-2>僧祇律「单提 031」（大正 22 p.351 中）：佛住舍衛城。廣説如上。⑦時有比丘、在聚落中安居竟、來向舍衛城、欲禮觀世尊。時有居士、在聚落中作福舍、施四方僧一食。此比丘來。……

復次佛住舍衛城。⑦爾時有比丘在聚落中夏安居訖、來詣舍衛、欲禮觀世尊。時有檀越、在聚落中作福舍、施四方僧一食。是比丘行過此舍。供給所須。如前所説。比丘食已。而出風病發動。

釈尊が舍衛城におられた時、ある比丘がある聚落で雨安居を過ごし終えて、釈尊のおられる舍衛城に向かった。ある居士が福舎を作って四方僧に一食を施しているところにこの比丘が至り、食があるといって住み着いてしまう。「一福德舎で一食以上食すると波逸提」。

また釈尊が舍衛城におられた時、ある比丘がある聚落で雨安居を過ごし終えて釈尊のおられる舍衛城に向かった。ある居士が福舎を作って四方僧に一食を施しているところにこの比丘が至り、食した後に風病に罹り動けなくなる。「病気の場合は除く」。

[参考]

○Vinaya ‘Pācittiya 031’ (vol.IV p.069) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城の近くに組合 (pūga) の人々が出家者のための施食処 (āvasathapiṇḍa) を設け、六群比丘がそこに通い詰め、そのために外道たちが立ち去る。「施食処に於いて1回の食を取るべし。これを過ぎれば、波逸提」。

その時、舍利弗がコーサラ国を遊行して舍衛城に向かう途中、ある施食処に至る。食後に激しい病に罹り、去ることができなくなる。翌日、人々が彼に食事を差し出すが、拒む。「無病の比丘は施食処に於いて1回の食を取るべし。これを過ぎれば、波逸提」。

○四分律「单提 031」（大正 22 p.654 下）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時拘薩羅國有無住處村。有居士爲比丘作住處、常供給飲食、若在此住者當聽一食。爾時有六群比丘、欲往拘薩羅國無住處村、至彼住處經一宿得美好飲食、故復住第二宿復得美好飲食。……爾時舍利弗在拘薩羅國遊行、詣此無住處村住一宿。明日清旦得好食。舍利弗於彼得病。

○五分律「墮 033」（大正 22 p.051 上）：佛在王舍城。爾時諸處飢饉乞食難得、一切比丘盡集王舍城。四遠人言。我等先時朝暮見諸比丘。今何以斷絶不復見之。有人言。此間乞食難得、悉往王舍城。是以不見。諸人言。我等寧可建立小屋、日作一比丘一宿一食。若無來食者便當聚集俟後來衆、即便作之。時有一家恒作美食。六群比丘遊行人間常住其家、餘諸比丘都不復得。……時舍利弗得風病。到一食處食一食已、便欲餘行。諸比丘言。長老疾患不須餘行。我等當以食分相供養。答言。世尊不聽一宿處過一食。有諸居士、聞舍利弗疾患、亦共請住。答亦如初。於是舍利弗牽病而去。

○根本有部律「波逸底迦 032」（大正 23 p.816 上）：爾時薄伽梵在室羅伐城逝多林給孤獨園。於邊方處大聚落中有一長者、信心懇重。爲諸四方沙門婆羅門等造一住處。若有於此停住者。施以飲食。……(p.819 上) 時舍利子久爲説法背發風勞。復爲佛先制戒。……爾時舍利子、身帶風疾斷食飢虛。將諸大衆詣室羅伐。既至彼已。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、辺地の聚落にある信心深い長者がいて、一住処を造って諸々の沙門や婆羅門を供養していた。その時、釈尊が舍衛城で大神力を現され、人々が釈尊を尊崇するようになって外道らが辺地へと追い払われる。60人の露形外道がこの聚落に至り、その長者の供養を受けるが、舍衛城の浄信の居士がその長者に釈尊とその弟子を供養しよう進言して、舍衛城に戻って祇園精舎を訪れ、その長者のことを六群比丘のウパナンダに告げる。さっそく彼らはその聚落に赴き、長者の家で日々供養を受けるが、給仕する女性や長者の妻にウダーインが卑猥な

ことを言い、彼らは福田ではないと思った長者は徐々に食事の量を減らし、彼らが自ら去るようしむける。段々と粗末な食事となる原因を露形外道のせいと考えた彼らは露形外道と殴り合いの喧嘩の末、舎衛城に帰る。舍利弗が南方から舎衛城に來た鄢陀夷という順世外道の論師を論破して具足戒を授ける。後に彼は阿羅漢を得た。第二の大法將という名声の高まる舍利弗に六群比丘が嫉妬して、60人の露形外道を負かしたことを自慢し、彼らの悪事が露顕する。「外道の住処で一宿一食以上を受ければ、波逸提」。

再びかの居士がその長者のいる大聚落に至り、外道を供養してる長者を見て、仏弟子を供養すべきことを説く。六群比丘のことを聞き、好ましい仏弟子として舍利弗と目連の名を挙げる。居士が舎衛城に戻って釈尊に願ひ出て、舍利弗と500人の諸比丘が聚落の長者のもとへ赴く。舍利弗が人々に久しく説法していて背に風疾を患う。「外道の住処で一宿一食を得ても、病気の時を除いて、それ以上を過ぎれば、波逸提」。

### 《34》阿那律が女性と同宿して誘惑を受けたが拒む。共女人宿戒の因縁

#### 〔舎衛城〕

<34-1>十誦律「波夜提 065」（大正 23 p.112 下）：佛在舎衛國。爾時長老阿那律、從憍薩羅遊行向舎衛國、到一聚落無僧坊處欲宿。……是姪女少多送阿那律已便還。爾時阿那律漸到舎衛國、脫衣鉢著一處、往詣佛所、頭面作禮在一面坐。諸佛常法。有客比丘來、以如是語勞問。忍不足不、乞食不難、道路不疲極耶。⑫佛即以如是語勞問阿那律。忍不足不。乞食不難。道路不疲極耶。

釈尊が舎衛城におられた時、阿那律はコーサラ国を遊行して舎衛城へ向かう途中、僧坊のないある聚落で泊まることにした。その村に一人の姪女がいて、彼は彼女の家に宿泊することになったが、3度にわたる彼女の誘惑を受けてもそれを退ける。彼女は彼から説法を聞いて法眼淨を得、懺悔して優婆夷となる。阿那律は舎衛城に到着して、それを釈尊に報告する。「女性と同宿すれば波逸提」。

<34-2>僧祇律「單提 069」（大正 22 p.381 下）：佛住舎衛城。廣說如上。⑦爾時尊者阿那律在塔山夏安居竟、還舎衛城禮觀問訊世尊。

阿那律が塔山で雨安居を終えて舎衛城に向かう途中、暗くなったので聚落に入って宿泊場所を探す。その聚落に住む母とその娘が端正な阿那律を見て、樹下で過ごそうとしていた彼を招待する。娘に誘惑されるが応じることなく、舎衛城に至ってこのことを釈尊に報告する。「女人と同宿すれば波逸提」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pācittiya006’ (vol.IV p.017)：釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、阿那律が舎衛城に赴く途中、コーサラ国の一村落である女性に用意された休息所で旅人たちと同宿し、その女性の誘惑を受ける。

○四分律「單提 004」（大正 22 p.637 上）：爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者阿那律、從舎衛國向拘薩羅國、中路至無比丘住處村。問言。誰與我住處。聞彼有一姪女家常安止賓客在門屋下。

○五分律「墮 056」（大正 22 p.059 中）：時有一年少婦人、夫喪作是念。我今當於何許更求良對。復作是念。我今不能門到戶至。當作一客舍令在家出家人任意宿止。於中擇取、即便作之。宣令道路須宿者宿。時阿那律暮至彼村、借問宿處。有人語言。某甲家有。即往求宿。

○根本有部律「波逸底迦 065」（大正 23 p.849 中）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時具壽阿尼盧陀斷衆結證阿羅漢、彼既自受解脫勝樂作如是念。世尊於我已作大恩。我於世尊欲作何事而能報德。我今宜可利益有情。此即名為酬恩中勝。作斯念已、執持衣鉢人間遊行至一聚落。此聚落中有一長者。

二男一女。其女長成行不貞謹。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、阿羅漢となった阿那律が釈尊への恩に報いるために説法の旅に出て、ある聚落に至る。そこに住む長者に2男1女の子供があり、その娘が成長してふしだらな行為をし妊娠するが、それを兄弟に「禿人に乱暴されたからだ」と偽る。人々は生まれてきた子供を「禿子」と呼び、母親を「禿子母」と呼んでいた。この時、この家に到来した阿那律がその母親に誘惑されるが神通力で教化し、さらに彼女の兄弟や多くの人々を教化する。また阿那律がある村の外れにある園林に泊まった時に遭遇した500人の盗賊をも神通力で教化し、釈尊のもとに連れて来て、善来比丘戒で出家させる。阿那律が諸比丘にこの旅での苦勞として「禿子母」との出来事を語ると、少欲の比丘が非難して釈尊にこれを告げる。「女人と同宿するならば、波逸提」。

《35》ウパセーナ・ヴァンガンタプッタが法臘2歳で法臘1歳に具足戒を与え、雨安居を終えて釈尊のところにくる。

〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<35-1>十誦律「受具足戒法」（大正23 p.148下）：佛在舎衛国。爾時長老優波斯那婆檀提子、一歳授共住弟子具足和尚一歳弟子無歳共往。③橋薩羅国一処夏安居。諸佛常法。兩時大会、春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方国比丘来、聽佛説法、心念。是法夏安居樂。是初大会。夏末月自恣作衣竟、持衣鉢来詣佛所。如是思惟。⑬我久不見婆伽婆、久不見修伽陀。是第二大会。⑦是時長老優波斯那、是中住処夏安居、自恣竟作衣已持衣鉢、自身二歳弟子一歳、共遊行往舎衛国、到佛所頭面礼佛足一面坐。諸佛常法。問訊客比丘。夏安居、忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。今佛亦如是問。優波斯那、⑫夏安居、忍不足不。安樂住不。乞食不乏、道路不疲耶。

釈尊が舎衛国におられた時、法臘一歳のウパセーナ・ヴァンガンタプッタ（優波斯那婆檀提子）が無歳の弟子と、コーサラ国の一処で雨安居を過ぎて後、自身が2歳、弟子が1歳となって、弟子を引き連れて釈尊のところに至る。「10歳比丘が人に具足戒を与えるべし」。

<35-2>根本有部律「出家事」（大正23 p.1031上）：佛在室羅筏城逝多林給孤独園。⑦時具寿近軍苾芻、遊行人間、三月坐雨安居已、度一弟子、與彼漸行、至室羅筏城。爾時具寿近軍洗足已、往詣佛所、頂礼佛足、退坐一面。諸佛常法。若有客苾芻来、先唱、善来、從何処来、復於何方、三月坐雨安居。爾時佛告近軍苾芻。汝從何方来。何處三月坐雨安居。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、法臘1歳のウパセーナ（近軍）が無歳の弟子と3ヶ月の雨安居を過ぎた後、自身が2歳、弟子が1歳となって弟子を引き連れて釈尊のところに至る。「10歳比丘が人に具足戒を与えるべし。依止も畜沙弥も同じ」。

〔参考〕

◎Vinaya 'Mahākhandhaka' (vol. I p.059) : その時、法臘1歳の者、2歳の者が弟子に具足戒を与えていた。ウパセーナ・ヴァンガンタプッタもまた法臘1歳で弟子に具足戒を与え、雨安居を過ぎて2歳となって、1歳の弟子を連れて釈尊のところに至る。客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho paṇ' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammoditūṃ)。それから世尊はウパセーナ・ヴァンガンタプッタにこう言われた。「比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか」と (atha kho bhagavā āyasmantaṃ upasenaṃ vaṅgantaputtaṃ etad avoca, 'kacci, bhikkhu,

khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci 'ttha appakilamathena addhānaṃ āgatā' ti)。「10歳に満たない者は、具足戒を授けてはならない」という規定が作られた。

◎四分律「受戒鍵度」(大正22 p.800上)：時尊者婆先始二歳、将一歳弟子、往世尊所、頭面礼足已。在一面坐。

◎五分律「受戒法」(大正22 p.114上)：爾時優波斯那比丘二歳、将一歳弟子到佛所、頭面礼足却坐一面。弟子後次礼佛、衣囊堕佛膝上。

☆*Jātaka*-A.300 'Vaka-j.' (vol. II p.449)：釈尊の所在を舍衛城・祇園精舎と明記する。なお【1】-《18》の事件とも関連づけられている。

《36》「比丘尼を犯したものを出家させてはならない」。

〔舍衛城〕

<36-1>十誦律「受具足戒法」(大正23 p.152下)：佛在舍衛國。爾時諸比丘尼、從憍薩羅遊行向舍衛國。薩羅林中有賊破法、劫奪比丘尼作毀辱事。諸城國邑惡名流布。若王力若聚落力、圍捕盡得諸賊。唯有一賊逃走、至婆岐陀國、到比丘所、語諸比丘言。大德、與我出家。諸比丘不思與出家。諸佛常法。兩時大會、春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方國比丘來、聽佛說法、心念。是法夏安居樂。是初大會。夏末月安居自恣作衣竟、持衣鉢來詣佛所。如是思惟、我久不見佛、久不見修伽陀。是第二大會。⑦諸比丘、從婆祇國自恣作衣竟、持衣鉢欲遊行至舍衛國。小比丘言。我欲共行。諸比丘答。隨汝意。即便共去。諸比丘中道見薩羅林。憶念言。是薩羅林中本有惡賊破法。劫奪比丘尼作毀辱事。小比丘言。諸長老、惡賊是我同業親友。我亦作此惡事。諸比丘不知云何。漸漸遊行、至舍衛國詣佛所、頭面禮佛足却坐一面。諸佛常法。以如是語問訊客比丘。忍不、足不、安樂住不、乞食不、道路不疲耶。今佛亦如是、語問訊客比丘言。⑩忍不、足不、安樂住不、乞食不、道路不疲耶。

釈尊が舍衛国におられた時、コーサラから舍衛国に向かって遊行していた諸比丘尼を襲った賊の一人が婆岐陀国に逃れ、そこで出家する。その比丘は婆祇国で自恣を終えて舍衛城に向かう途中、薩羅林に至り、かつてそこで比丘尼に乱暴したことを告白する。同行していた諸比丘はどうしてよいか分からず、舍衛城についてから釈尊に報告する。「比丘尼を汚したものを出家させるべからず。滅擯せよ」。

〔参考〕

○*Vinaya* 'Mahākhandhaka' (vol. I p.089)：多くの比丘尼がサーケートより舍衛城に赴く途中、賊に襲われて乱暴される。舍衛城より王臣がやって来て賊を捕えたが、一分のものは逃れて出家して比丘となる。「比丘尼を汚したものに具足戒を与えるべからず。もし受けたる者は滅擯すべし」。

○四分律「受戒鍵度」(大正22 p.811下)：爾時衆多比丘、從拘薩羅国道路行、往黒闍河側。其中一比丘言。此中曾有白衣、與著袈裟者共行姪。衆人問言。汝云何知。答曰。我即彼之一数。爾時諸比丘、以此因縁白佛。佛言。若犯比丘尼者、於我法律中無所長益。不応與出家受大戒。若出家受大戒者不滅擯。

○五分律「受戒法」(大正22 p.117中)：爾時佛遊拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人俱、漸漸遊行到黒闍河邊止娑羅林下。有一比丘從坐起偏袒右肩右膝著地合掌白佛言。世尊、此娑羅林是破衆多比丘尼梵行處。佛問汝云何知。答言我時在此。又問汝破比丘尼梵行耶。答言如是。佛告諸比丘。姪比丘尼人於我法中不復生。不応與出家受具足戒。若已受具足戒應滅擯。

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.416下)：佛住毘舍離。爾時奄婆羅離車童子壞法豫比丘尼弟子梵行。時法豫比丘尼、往世尊所、頭面禮足却住一面、白佛言。世尊、離車童子壞我弟子梵行。作是

語已、禮佛而去。佛語阿難。汝取我僧伽梨來。入毘舍離城。…… (p.417 上) 爾時有摩訶羅、本俗人時壞比丘尼淨行、心生疑惑、即白佛言。世尊、我本俗人時、壞比丘尼淨行。佛告諸比丘。是摩訶羅自言。壞比丘尼淨行。驅出。諸比丘即驅出。若壞比丘尼淨行、不應與出家。若已出家者應驅出。若度出家受具足、越比尼罪。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、菴婆羅というリッチャヴィの少年（離車童子）がダンマディンナー（法豫）比丘尼の弟子を汚す。釈尊はいまだかつて食後に城内に入られたことがないのに、阿難を伴って城内に入り、リッチャヴィ（梨車）の人々に「我が法中では梵行を破る者に対して不共住、不共語、不共食する」と言われる。リッチャヴィの人々は「俗法でも同様に処置する」と答える。それからまもなくダンマディンナー比丘尼が来て事件を告げる。リッチャヴィの人々は恥じてダンマディンナー比丘尼の言うままに菴婆羅を「非リッチャヴィ」と呼んで罰する。

ある摩訶羅がかつて比丘尼の淨行を壊ったことを釈尊に告白し、驅出される。

《37》自恣の日に病で来られない比丘があった。「病比丘は自恣を与えることを許す」。

〔舎衛城〕

<37-1>十誦律「自恣法」（大正 23 p.166 中）：佛在舎衛国。是中佛語諸比丘。②是夜多過自恣時到。一比丘從坐起偏袒着衣長跪合掌白佛言。世尊、諸比丘病不來。佛言。應取自恣。

釈尊が舎衛国におられた時、自恣の日に病気の比丘があった。「自恣をとるべし」。

〔参考〕

◎ *Vinaya* ‘Pavāraṇakkhandhaka’ (vol. I p.160) : 自恣の日に病比丘が来ていなかった。「病比丘が自恣を与えることを許す」。

◎ 四分律「自恣捷度」（大正 22 p.837 上）：時有病比丘、偏露右肩、脱革屣、胡跪合掌。時頃久病即更増。諸比丘白佛。佛言。自今已去、聽病比丘隨身所安受自恣。

◎ 五分律「自恣法」（大正 22 p.131 下）：爾時世尊、自恣日與諸比丘前後圍遶露地而坐、告諸比丘。今僧和合自恣時到應共自恣。有一比丘起白佛。有病比丘不來。佛言。應差一比丘將來。乃至出界自恣。如説戒中説。

《38》「一説自恣、二説自恣も許す」。

〔舎衛城〕

<38-1>十誦律「自恣法」（大正 23 p.171 上）：佛在舎衛国。佛語諸比丘。從今聽一説自恣二説自恣。我前已聽三説自恣。

\* 自恣が言及されているが、釈尊が自恣を過ぎた時点とは限らないため②には該当しない。しかし、一応資料として挙げる。

〔参考〕

◎ *Vinaya* ‘Pavāraṇakkhandhaka’ (vol. I p.168) : コーサラ国のあるところで、自恣の日に蛮族の恐れが生じた。三説の自恣ができなければ二説の、二説ができなければ一説の、それができなければ全員で唱和することを許す。

◎ 四分律「自恣捷度」（大正 22 p.838 下）：爾時自恣日。有異住處、衆僧和合欲自恣。聞有賊來恐怖離座而去、竟不自恣。諸比丘以此事白佛。佛言聽。若有八難事來、聽略説自恣。

《39》ある比丘が手に草履をもって跛行した。「軟らかいもので履きものの鼻をつ

くれ」。

〔舎衛城〕

<39-1>十誦律「皮革法」（大正 23 p.184 中）：②佛在舎衛国、自恣竟夏末月、與大比丘衆遊行諸国。有一比丘、手捉革屣跛行。佛見是比丘、知而故問比丘。何以手捉革屣跛行。

答言世尊。我革屣内鼻<sup>(1)</sup>堅、足指間破痛故跛行。佛言。応用軟物作

(1) 鼻緒のことか？

《40》優婆夷が自身の肉を病比丘に与える。「人肉を食してはいけない」。

〔パーラーナシー（・イシパタナ・鹿園）〕

<40-1>十誦律「医薬法」（大正 23 p.185 下）：①佛在波羅奈国、與大衆共夏安居。是中有優婆夷、字摩訶斯那。……信佛法僧見諦得道、⑩請佛及僧、夏四月供給病人飲食湯藥自恣所須。有一比丘病服下藥須肉。

釈尊がパーラーナシー（波羅奈）国で大衆とともに雨安居しておられた時、下薬を服して肉を必要とした比丘が、看病人に言って優婆夷のマハーセーナ（摩訶斯那）から肉を求める。マハーセーナはその要請を受けてパーラーナシーに肉を買い求めるよう婢を遣わすが、王の波摩達が殺を断じていたために得られない。マハーセーナは自分の肉（髀肉）を割いて婢に与え、煮させて比丘のもとに届ける。釈尊の説法を聞いてマハーセーナは斯陀含道を得て、優婆塞の夫は須陀洹道を得る。「人肉・人脂・人血・人筋を食すべからず」。

<40-2>根本有部律薬事（大正 24 p.003 中）：爾時世尊、在荻苗國、人間遊行到波羅痾斯、仙人墮處、施鹿林中。於彼城内、有一長者、名曰大軍、富貴饒財、多諸受用。彼人有妻、名大軍女、……爾時世尊、爲大軍長者隨順說法、示教利喜、以種種方便、演妙法已、默然而住。爾時大軍長者既聞法已、心大歡喜、即從座起、偏袒右肩、合掌禮佛、而白佛言。⑤唯願世尊、及苾芻衆、受我三月夏安居請、我以供養衣服飲食臥具醫藥。爾時世尊默然受請。是時長者見佛許已、生大歡喜、禮佛而去。①時彼長者供給世尊、三月安居、種種供養、及諸苾芻、無所闕乏。

〔参考〕

○Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.216) : 釈尊が随意の間王舎城に住して後、パーラーナシーに向かって遊行し、仙人墮処・鹿野苑におられた時、ある比丘が吐下薬を服して肉を求める。スッピーヤー (Suppiyā) が自分の肉を割いて与える。

○四分律「薬捷度」（大正 22 p.868 下）：時世尊在波羅奈國。時有比丘、服吐下藥。有優婆私字蘇卑。至僧伽藍中、行看房舍、至病比丘所問言。何所患苦耶。答言。服吐下藥。問比丘。何所須欲。答言須肉。

○五分律「食法」（大正 22 p.148 中）：時舎衛城中。有優婆夷、字須卑、信樂佛法見法得果歸依三寶、常請一切僧供給湯藥。彼於後時來入僧坊、見一比丘服吐下藥。問言。大德今何所須。答言。我吐下虚乏思欲食肉。

※以上の参考資料は優婆夷の名をスッピーヤー (Suppiyā) とする。

《41》浄地羯磨を定める。

〔アンダカヴィンダ〕

<41-1>十誦律「医薬法」（大正 23 p.190 上）：①佛在阿那伽賓頭國中夏住已、持衣鉢向毘耶離城。

釈尊がアングカヴィンダ（阿那伽賓頭）国で雨安居を終えてからヴェーサーリー（毘耶離）城へ向かう。リッチャヴィ（利昌）の人々は、釈尊がヴァッジ（越祇）国を遊行しヴェーサーリー城へ来ると聞いて多くの飯食を施そうと準備する。その時に雨が降り、利昌の人々は阿難に相談し、阿難は釈尊に尋ねる。「房舎に於て応に淨地羯磨を作すべし……」。「今日より僧坊外にて食を作れ」。「今日より淨地羯磨を作すを聴さず、作せば突吉羅罪を犯す、先に作せる者は応に捨すべし」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Bhesajakkhandhaka’ (vol. I p.238) : (ヴェーサーリーか?) 地方の人々は多くの塩・油・米などを車に載せて、僧園の外に車陣を張る。食を準備しようとした矢先に大雲がわき起こり、人々は阿難に相談する。「三種の定められたる相応の地を許す。布告によるものと、牛舎と在家人のものなり」。

○四分律「葉捷度」（大正 22 p.874 下）：爾時吐下比丘、使舍衛城中人煮粥。時有因縁、城門晚開。未及得粥便死。諸比丘白佛。佛言。聽在僧伽藍內結淨地。白二羯磨應如是結。  
吐下比丘があつて、舍衛城中の人に粥を煮させる。しかし粥が間に合わずその比丘は死ぬ。「僧伽藍内に在りて淨地を結することを聴す」。四種の淨地。

○五分律「食法」（大正 22 p.149 下）：時摩竭國、鶻伽國、迦夷國、拘薩羅國、跋耆國、滿羅國、蘇摩國、此諸國人聞佛出世有大威德弟子亦爾、皆來雲集毘舍離城。城中家家、各各七寶車馬寶從皆已側塞。餘有萬二千乘車。城中不受營住城外。皆競持時食非時食七日食終身食奉佛及僧、積於中庭遂成大積。縱橫狼藉塵土汚泥鳥獸集噉。

諸国の人々が釈尊とその弟子たちの名声を聞いて毘舍離城に集まってくる。城中は各家の車で一杯であったため、1万2千の車は城外に營住する。皆競って仏と僧に食を施し、中庭に山ができた。「中房を以て白二羯磨して、安食淨処と作すを聴す……」。「僧房の安食淨処に於て作食し合樂せる、今より犯ぜるには突吉羅なり」。

## 《42》自恣の日の安居施（衣物）の許可

〔王舎城・竹林園〕

<42-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.198 中）：佛在王舎城。③是時諸外道出家、夏安居竟自恣時、諸外道居家弟子、布施衣物。諸優婆塞……即持衣幘詣竹園施僧。諸比丘不受言。佛未聽我等受夏安居竟自恣時布施安居衣。以是事白佛。

釈尊が王舎城（・竹林園）におられた時、自恣時に外道の信奉者が外道の出家者たちに衣を施していた。優婆塞たちも衣を布施しようと竹園にやって来たが、比丘らは「釈尊が許可されていない」と言ってこれを受け取らない。安居施衣を受け取ることを許可される。

## 《43》自恣の日の安居施（所須物）の許可

〔王舎城〕

<43-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.198 下）：佛在王舎城。③是時諸外道出家、夏安居竟自恣時。諸居家弟子以諸物施。澡罐繩纒樓遮迦火鑪蓋扇革屣曲杖。諸優婆塞……即隨比丘法布施種種諸物。若鉢若拘鉢多羅。若半拘鉢多羅。……如是等種種比丘所須物。持詣



竹園布施僧。諸比丘不受言。佛未聽我等夏安居竟自恣時受隨比丘所須物。以是事白佛。

釈尊が王舎城（・竹林園）におられた時、自恣時に外道の信奉者が外道の出家者たちに諸々の物を施していた。優婆塞たちも布施しようと竹園にやって来たが、比丘らは「釈尊が許可されていない」と言ってこれを受け取らない。所須物を受け取ることを許可される。

《44》給孤独の息子、僧迦羅叉が僧を供養する。

〔舎衛城〕

<44-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.201 上）：佛在舎衛国。是時給孤独兒、字僧迦羅叉、頂結髮故、詣祇林中多設食供養僧、諸比丘大会千二百五十人。諸居士見大衆集。是中為僧故、布施諸衣現前僧應分物。③旧比丘言。是夏末月。是中受一日成衣。是時布施夏安居僧應分物。諸比丘不知当云何。以是白佛。佛言。雖夏末月受迦絺那衣。是名因緣衣。現前僧應分

釈尊が舎衛城におられた時、給孤独の息子の僧伽羅叉が祇園精舎を訪れて、1250 人の僧伽に食事の供養をする。これを見た諸居士が現前僧伽の分物として衣を布施したが、今は夏末月であるから安居僧で分けるべきと主張する旧比丘があった。「夏末月に迦絺那衣を受けていても、それは因縁衣であって現前僧伽で分配せよ」。

《45》ある阿羅漢が般涅槃し、祇園精舎で僧が供養される。

〔舎衛城〕

<45-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.201 中）：佛在舎衛国。有阿羅漢比丘般涅槃。為是比丘故、詣祇林中多設食供養僧。諸比丘多会千二百五十人。諸居士見大衆集、是中為僧故、布施諸衣、應現前僧分物。③旧比丘言。夏末月是中、受迦絺那衣。是衣施夏安居僧應分。諸比丘不知当云何。以是事白佛。佛言。雖夏末月住處受迦絺那衣。是因緣衣。現前僧應分。

釈尊が舎衛城におられた時、ある阿羅漢比丘が般涅槃したために、1250 人の比丘が集まった。これを見た諸居士が現前僧伽の分物として衣を布施したが、ある旧比丘が「今は夏末月で迦絺那衣を受けたのであるから安居僧で分けるべき」と主張する。「夏末月に迦絺那衣を受けていても、それは因縁衣であって現前僧伽で分配せよ」。

《46》釈尊が大比丘衆とともに雨安居に入ったが、安居比丘が少なく、臥坐具が余る。

〔コーサラ国〕

<46-1>十誦律「臥具法」（大正 23 p.246 上）：①佛在橋薩羅國、與大比丘衆俱一處安居。爾時祇洹中安居比丘少、而臥具多。諸比丘各各分已、有餘不盡。……佛言。應先人與一。若有長者又應更與、為盡藏物故。若復不盡、應第三更與、為經行故。若復不盡、次與令盡、為護治故。

爾時橋薩羅國荒亂。以怖畏故、③諸比丘多集一處安居結夏、坐已有客比丘來、在洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭、持衣鉢、著是諸處、住待臥具。……佛言。從今聽二種安

居。一先安居、二後安居。當與後安居比丘房舍臥具。

橋薩羅國又復荒亂。③有諸比丘、多集一處安居、分房舍臥具竟。有餘處諸比丘來、在洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭、持衣鉢、著是諸處待臥具分。……佛言。若有未分臥具者應與分。已分者應共住。

又時橋薩羅國荒亂。有臣處處鬪戰。③諸比丘已結後安居。多有客比丘來。

釈尊がコーサラ国において大比丘衆とともに雨安居された時、祇園精舎に安居比丘が少なく、臥具が余ってしまう。「余りがなくなるように配分すべし」。

その時コーサラ国は荒乱していて、それを恐れる故に多くの比丘が一箇所に集まって雨安居に入る。その後に客比丘が来て、衣鉢をもって洗足処、講堂、門屋などに住しながら臥坐具があくのを待っていた。それを見た釈尊は理由を阿難から聞いて、先安居と後安居の二種を定められる。

また荒乱し、臥坐具の配分の後に余処の諸比丘が来る。「共住せよ」。

また荒乱し、諸比丘が後安居に入った後に客比丘が来る。「共住せよ。温室を与えて衣鉢をおかせるべし」。

\*一緒に扱ったが、これらは4つの別の時期の事績である。

《47》知食人を立てることを定める。

〔カーシー〕

<47-1>十誦律「臥具法」（大正 23 p.248 中）：①佛在迦尸國、與大比丘衆一處安居。諸居士見佛及僧衆。故共相約令。今日汝辦種種飲食。……有近者、是食美好。爾時六群比丘數數從是處取。居士問言。汝等何以數來。諸大長老何故不來。答言。無知食人約勅我等。汝舍近早辦飲食美好。是故我等數來。居士言。我等施食爲諸長老。不但爲汝等。何故數來。諸比丘不知云何、是事白佛。佛言。應立知食人。

釈尊がカーシ国で雨安居された時、居士たちが順番に食事を用意した。六群比丘がある近場で食事の準備が早く食事が美好なところへしばしばやってきて、そこには他の大長老が来なかった。「知食人を選べ」。

《48》六群比丘が展転して清浄、欲、自恣、除罪を与える。釈尊がこれを禁じる。

〔王舎城〕

<48-1>十誦律「雜法」（大正 23 p.285 中）：佛在王舎城。爾時六群比丘、展轉與清浄與欲③與自恣與除罪。諸比丘不知云何。是事白佛。佛言。從今不得展轉與清浄與欲與自恣與除罪。犯者突吉

六群比丘が展転して清浄を与え、欲を与え、自恣を与え、除罪を与えた。「突吉羅」。

《49》兩部僧伽が自恣で集まり、追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間  
仲良くなる。

〔舎衛城〕

<49-1>十誦律「雜法」（大正 23 p.296 下）：佛在舎衛國。③爾時自恣時、兩部僧和合。爾時驅式叉摩尼沙彌沙彌尼出。自相謂言。汝等知不。何故驅我等出。今夜是等共集一處。

各隨所喜共和合故。諸比丘聞是事心不喜。是事白佛。佛言。從今比丘尼。不應夜來自恣。諸比丘尼。應早起來從比丘作自恣

釈尊が舎衛城におられた時、兩部僧伽が自恣で集まった。追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間には仲良くなってしまう。「比丘尼は夜に来て自恣を行ってはならない」。

《50》 釈尊が王舎城と那羅聚落を一布薩界とする。

〔王舎城・竹林園〕

<50-1>僧祇律「尼薩耆波夜提 002」（大正 22 p.294 上）：復次佛住王舎城迦蘭陀竹園精舍。長老舍利弗作是念。我今當爲饒益親里故往詣那羅聚落安居。……③爾時尊者舍利弗於那羅聚落結安居。日日詣竹園精舍。禮世尊足。值天七日連雨。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、舍利弗が親族を利益するために那羅聚落に行つてそこで雨安居しようと欲したが、釈尊とも離れ難かった。釈尊は王舎城と那羅聚落を一布薩界とされる。

《51》 雨安居が終わつてヴェーサーリーに到来した諸比丘に房舎が行き渡らず、樹下に住したある比丘が「梵行に堪えられない」と口にする。「捨戒でなく戒羸」。

〔ヴェーサーリー〕

<51-1>僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.231 下）：復次佛住毘舍離。廣説如上。③時諸比丘處處安居。⑦安居已還詣毘舍離、到世尊所禮拜問訊。問訊已、次第付房而住、房盡不受。有依屋欄・草庵・空地・樹下住者。爾時有一比丘依樹下坐。作是思惟佛法出家甚爲大苦。修習梵行亦爲甚難。……我欲不堪於佛法中修淨梵行。……爾時世尊告諸比丘。喚彼比丘來。來已佛問比丘。汝實捨戒耶。答言不捨。……佛言。是比丘不名捨戒。是名戒羸。彼作戒羸説語。得偷蘭罪。爾時佛告諸比丘。依止毘舍離比丘皆悉令集。乃至未聞者當聞已聞者重聞。若比丘於和合僧中受具足戒。不還戒戒羸不捨戒。便行姪法。是比丘得波羅夷罪。不應共住

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、諸比丘が処々で雨安居を過ごし、雨安居を過ごし終えてからヴェーサーリーの釈尊のもとに到来する。房舎が不足し、樹下に住したある比丘が出家の苦しさ、梵行の困難さを嘆き、「梵行を修することに堪えられない」と口にしてしまう。それを聞いた他の比丘が捨戒と判断する。釈尊はこれを「捨戒」ではなく「戒羸」とされ、これを犯した者は偷蘭遮と定められる。

\* Vinaya 'Pārājika001' (vol. III p.024) の戒文中の「捨戒せず、戒羸を告示せずして」の注釈文中に関連記事あり。

《52》 処々で雨安居を過ごし終わつて王舎城の釈尊のもとに至つた諸比丘がいろいろな精舎に住し、その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不浄を行う。

「畜生と犯す者も波羅夷」。第一波羅夷（姪戒）の因縁

〔王舎城〕

<52-1>僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.233 上）：復次佛住王舎城。廣説如上。③時諸比

丘處處夏安居、⑦安居已來詣王舎城禮拜問訊世尊。

釈尊が王舎城におられた時、諸比丘が処々で雨安居を過ごし、雨安居を過ごし終えてから王舎城の釈尊のもとに至る。王舎城に到着した諸比丘は釈尊にあいさつした後、いろいろな精舎に住する。その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不浄を行う。「畜生と犯す者も波羅夷」。

[参考]

- ◎Vinaya ‘Pārājika001’ (vol.III p.021) : ある比丘がヴェーサーリーの大林で不浄を行う。
- ◎四分律「波羅夷001」(大正22 p.571上) : 爾時一乞食比丘依林中住。有一雌獼猴先在彼林中。時乞食比丘到村乞食還在林中。食已餘食與此獼猴。如是漸漸調順。逐比丘後行乃至手捉不去。此比丘即捉獼猴共行不淨。
- 五分律「波羅夷001」(大正22 p.003下) : 佛在舎衛城。有阿練若比丘、在空閑處住。有獼猴群住彼左右。時一比丘念雌獼猴、以食誘之遂共行欲。
- 十誦律「波羅夷001」(大正23 p.002上) : 佛在舎衛國。爾時憍薩羅國有一比丘獨住林中。有雌獼猴常數來往此比丘所。比丘即與飲食誘之、獼猴心軟便共行姪。
- 根本有部律「波羅市迦001」(大正23 p.629下) : 爾時世尊爲諸苾芻制學處已、在羯蘭鐸迦池竹林園中。于時有一苾芻、去斯不遠在阿蘭若小室中住。於彼林中有一雌獼猴。貪飲食故至苾芻所。苾芻每以殘食與之、便即共行不淨行。

《53》慈比丘尼と地比丘尼についての処置に従わなかった諸比丘尼が阿闍世王に放逐される。

[舎衛城]

<53-1>僧祇律「單提004」(大正22 p.328下) : (憶念毘尼者。)佛住王舎城。慈地比丘尼作非梵行、遂便妊身到。……(p.329b)世尊於中時不語比丘僧、唯將阿難、經過五通居士聚落、向舎衛城。……(p.330b)爾時諸比丘尼作是念。⑭今已四月十二日夏坐已逼。又世尊復勅當受五通居士語。思惟是已。即便受請夏安居。……⑦諸比丘尼受自恣竟。我等當詣世尊、禮敬問訊。自說果證時。諸比丘尼向舎衛城。

釈尊が王舎城におられた時、慈比丘尼と地比丘尼が非梵行をなして妊娠する。これを聞いた六群比丘は恨みのあるダツバ・マツラプッタ(陀驪摩羅子)に罪を擦り付けるように唆す。釈尊は慈比丘尼と地比丘尼を王舎城から駆出されるが、王舎城の諸比丘尼はこの処置が不平等であるとして従わない。そこで釈尊は阿難を伴い、五通居士聚落を通過して舎衛城に去られる。阿闍世王が怒り、国内の諸比丘尼を放逐する。途方にくれた王舎城の諸比丘尼は、釈尊の後を1日の距離を保ちつつ後を追って、舎衛城に至る。その後、王舎城の諸比丘尼は五通居士の聚落に雨安居を過ごし、過ごし終えて後、阿難のもとに至る。

\*ダツバ・マツラプッタが無根の波羅夷で誹謗されたことについては《70》にも記事がある。

《54》釈尊に会いに行こうとする諸比丘尼が、諸比丘と同行しようとして適わず、賊に襲われる。与尼期行戒の免除の条件。

[舎衛城(・祇園精舎)]

<54-1>僧祇律「單提026」(大正22 p.348中) : 復次佛住舎衛城。⑦毘舍離諸比丘夏安居訖、欲來礼觀世尊。諸比丘尼聞已即問比丘言。諸大徳、欲往礼觀世尊。何日当發。諸

比丘即語去日、女人長情計日、即先往道、次住待諸比丘。諸比丘見已問言。姉妹欲何所至。答言。欲往祇洹礼觀世尊。諸比丘聞已、恐畏犯戒故、即疾疾捨去。諸比丘尼中有年少者、即褰衣隨後疾行而逐。諸尼中有羸老者、行不及伴為賊所剥。諸比丘尼以上因縁白大愛道。大愛道即往世尊所頭面礼足却住一面。

(六群比丘と六群比丘尼に因んで「与尼期行戒」が制定された後) 釈尊が舎衛城におられた時、諸比丘と諸比丘尼が毘舍離で雨安居を終わって、舎衛城・祇園精舎におられる釈尊に会いに行こうとしていた。諸比丘尼が諸比丘にあらかじめ出発日を尋ね、同行しようとするが、諸比丘は犯戒を恐れて置いていってしまう。若い比丘尼は追いつけたが、老比丘尼は置き去りにされて賊に襲われた。「危険・恐怖ある場合は隊をなして行ってよい」。

<54-2>根本有部律「波逸底迦 026」(大正 23 p.806 下) : ⑦佛在給孤独園。有衆多苾芻尼在王舎城、於王園寺三月安居、夏既終已欲詣給園礼世尊足出求商旅。於商人中見有苾芻、遂相謂曰。姉妹、此有苾芻。不合同去。当更別求。諸商旅中皆有苾芻。

釈尊が祇園精舎におられた時、諸比丘尼が王舎城の王園寺で雨安居を終えて釈尊に会いに行く。隊商と同行しようとするが、どの隊商にも比丘がいて、同行をできない。盜賊に襲われる。

[参考]

○◎Vinaya 'Pācittiya027' (vol.IV p.063) : 多くの比丘、比丘尼はサーケートより舎衛城に向かっていた。同道はいけないという学処があるので、比丘尼は後に行った。賊が出て比丘尼の衣類が奪われ汚された。「危険・恐怖ある場合は隊をなして行ってよい」。

○◎四分律「单提 027」(大正 22 p.652 中) : 爾時衆多比丘、從舎衛国欲至毘舍離。時衆多比丘尼、亦從舎衛国欲至毘舍離。諸比丘尼問比丘言。……時諸比丘尼在後。為賊所劫失衣鉢。

○◎五分律「墮 028」(大正 22 p.048 上) : 爾時有一比丘尼、於險路中見一比丘、呼言。大德、速來。共同道去。……比丘便去。比丘尼於後為賊剥脱、裸形大喚言。賊剥我賊剥我。

○十誦律「波夜提 024」(大正 23 p.082 下) : 佛在舎衛国。爾時諸比丘尼、從憍薩羅国遊行向舎衛国。到險道中待多伴。時有諸比丘、亦從憍薩羅遊行向舎衛国。諸比丘尼遙見諸比丘。……諸比丘尼隨後緩來。賊見女人衆少。尋出奪衣悉皆裸形放去。

《55》ナンディヤ、キンピラ、バツディヤが塔山で雨安居を過ごしてから釈尊に会いにくる。

[舎衛城]

<55-1>僧祇律「单提 041」(大正 22 p.365 上) : 復次佛住舎衛城。廣説如上。⑦爾時尊者難提金毘魯跋提在塔山安居竟。至舎衛城、禮觀世尊、著被雨衣染色脱壞。

(露地然火戒制定の後。) 釈尊が舎衛城におられた時、難提、金毘魯、跋提が塔山で雨安居を終えて釈尊に会いに舎衛城に赴く。彼らは色落ちした雨衣を着ていた。釈尊が理由を尋ねると、「火を燃やすことを禁じられているために煮染して更に染めることができないから」と答える。「因縁あるを除く」。

《56》「行時は水浴を許す」。

[舎衛城]

<56-1>僧祇律「单提 050」（大正 22 p.372 上）：復次①佛住舍衛城安居竟、與諸比丘往橋薩羅國人間遊行。道中草木深邃、下則熱氣所吸、上則爲日所炙、大生苦惱。

（半月浴過戒の制定の後）釈尊が舍衛城で雨安居を終えて諸比丘とともに遊行に出られる。道中、草木が茂って下は熱気がひどく、上は日光に炙られる苦しかった。「行時は浴を許す」。

〔参考〕

○◎Vinaya ‘Pācittiya057’ (vol.IV p.119) : 因縁譚なし。

○◎四分律「单提 056」（大正 22 p.675 上）：因縁譚なし。

○◎五分律「墮 070」（大正 22 p.066 中）：因縁譚なし。

○十誦律「波夜提 060」（大正 23 p.109 下）：佛在舍衛國。爾時諸比丘從橋薩羅遊行向舍衛國。是土地多土塵。行時塵土塗身。不得浴故、身體痒悶吐逆。

○根本有部律「波逸底迦 060」（大正 23 p.847 上）：因縁譚なし。

※ここに挙げた『十誦律』を除く諸律では、半月浴過戒の緩和規定に「行時」を入れるのみ。

《57》雨安居中に上座が法臘に従って房をとるので、諸比丘が引越していた。分臥坐具人を選ぶよう定める。

〔舍衛城〕

<57-1>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.445 中）：佛住舍衛城。廣説如上。③爾時比丘安居中間、上座來隨次第取房。比丘運輦出房。

釈尊が舍衛城におられた時、雨安居中に上座が法臘に従って房をとるたびに諸比丘が引越していた。「分臥坐具人を選べ」。

《58》ある聚落によって雨安居していた比丘が、灌漑工事のために住処を一時離れざるを得なくなる。「求聴羯磨をして一時離れてよい」。

〔舍衛城〕

<58-1>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.450 下）：復次佛住舍衛城。③爾時有比丘、依聚落雨安居。有檀越營僧事、須水溉灌、求比丘白王通水。時比丘衣鉢隨身、數詣王門、不時得見。道路不近。恐失安居時。

釈尊が舍衛城におられた時に、ある聚落で雨安居していた比丘が、僧事を営む檀越から王に灌漑工事の依頼をしてくれるよう頼まれる。衣と鉢をもってしばしば王宮の門に赴くが王に謁見できず、また、道が近くはなかったので雨安居を失うことを恐れた。「求聴羯磨をして一時離れてよい」。

《59》諸比丘が雨安居に入る前に房舎を修理しなかった。「若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法」。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<59-1>僧祇律「威儀法」（大正 22 p.502 下）：佛住舍衛城祇洹精舎。⑭爾時諸比丘、春末月不修治房舎。如來五事利益故。……見房舎破壞不治。佛治而故問比丘。是何等房破壞不治。諸比丘答言。安居比丘自當治事。佛言。從今日後、安居時房舎應如是治。……

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘が春の末月に房舎を修理せず、壊れてい

のを見られて、若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法と定められる。

《60》房舎が雨漏りしていた。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<60-1>僧祇律「威儀法」（大正 22 p.503 上）：佛住舎衛城祇園精舎。爾時世尊五事利益故、五日一行諸比丘房、見房舎漏壞不治事、雨潦瀾滿水流不通門戸蟲噉……①從今日後、夏安居中應如是治房舎床褥。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、房舎が雨漏りして門戸が虫に食われてしまった。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。

《61》ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって去った後に房舎が焼けてしまった。「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。

〔舎衛城〕

<61-1>僧祇律「威儀法」（大正 22 p.503 中）：佛住舎衛城。③爾時比丘阿練若處安居竟、不囑便去。後野火來燒房舎。

釈尊が舎衛城におられた時、ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって、誰にも囑せず去り、房舎が焼けてしまう。「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。

《62》比丘尼が外道尼ともめる。訴訟戒の因縁

〔舎衛城〕

<62-1>僧祇律「(比丘尼)僧殘004」（大正 22 p.517 下）：佛住舎衛城。比丘尼僧伽藍、外道尼住處、中隔牆崩。爾時偷蘭難陀比丘尼語外道尼言。汝當補治。汝等無羞人徒衆來往裸形出入。我此衆善好有慚羞。見汝等結使增長。彼答言。今是雨時不可得作。須雨時過當作。比丘尼言。今當駛作不得待後。彼言。我不能作。……外道尼即作。晝成已夜雨便壞。③如是夏三月作不能使成。

比丘尼伽藍が裸行外道尼と壊れた塀を挟んで接していて、諸比丘尼が早く修理するよう申し入れる。雨期が終わるまで待つてほしいというのを無理やり官に訴え、官が仏教信者であったので、外道尼は修理する。しかし昼治しても夜雨が降ってまた壊れてしまう。そしてとうとう夏3ヶ月の間完成しなかった。外道尼は優婆塞に訴え、これを大愛道が聞く。「諍訟相言するならば僧殘」。

《63》雨安居を終えたヴェーサーリーの比丘尼が舎衛城の釈尊のもとへ赴く途中に賊に襲われる。國外恐怖處遊行戒の因縁

〔舎衛城〕

<63-1>僧祇律「(比丘尼)波逸提 118」（大正 22 p.539 中）：佛住舎衛城。⑦爾時毘舍離比丘尼安居竟、欲向舎衛城禮拜世尊。

釈尊が舎衛城におられた時、毘舍離の比丘尼が雨安居を終え、釈尊に会うために舎衛城に赴こうとしていた。彼女は比丘精舎に行って何時出発するか尋ねる。比丘尼との同行

は禁じられているので、諸比丘は速足で行ってしまう。年少比丘尼らはついて行くことができたが老病のものはついて行くことができず、賊に剥奪された。大愛道に報告した。「商人の随伴なく異国に遊行すると波逸提」。

[参考]

○Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya 038’ (vol.IV p.296) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘尼が危険と思われる恐ろしい国外に隊商の随伴なしに遊行した。悪人に汚される。「いかなる比丘尼も、危険と思われる恐ろしい国外を隊商の随伴なしに遊行すれば、波逸提」。

○四分律「(比丘尼) 単提 097」(大正 22 p.746 下) : 爾時婆伽婆、在舎衛國祇樹給孤獨園。時王波斯匿、邊界人民反叛。時六群比丘尼、於彼人間有疑恐怖處遊行。時諸賊見已作是言。此六群比丘尼、皆是波斯匿王所供養。我等當共觸嬖。

○◎五分律「(比丘尼) 墮 096」(大正 22 p.089 下) : 爾時諸比丘尼於國內恐怖處行。無救護者、爲惡人剥奪。諸長老比丘尼見種種訶責。

○十誦律「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : 佛在王舎城。爾時阿闍世王國界邊。有小國反。集四種兵、象兵馬兵車兵步兵、集四種兵已、王自往伐。諸比丘尼、從跋耆國向王舎城。道中見王軍。

釈尊が王舎城におられた時、小国で反乱があり、阿闍世王が兵を集めて討伐に出る。ヴァッジ国から王舎城に向かっていた諸比丘尼が行軍に出くわす。法を知る比丘尼が逃げるように他の比丘尼に警告するが、法を知らない年少比丘尼は阿闍世王は仏教徒だから大丈夫だと言って真っすぐ進み、前行の傭兵軍人に裸にされる。

○根本有部律「(比丘尼) 波逸提 103」(大正 23 p.1003 下) : 縁在王舎城。時末生怨王、於廣嚴城爲大怨讐欲行討擊。鳴鼓宣令告衆人曰。在我境内往廣嚴城者即斬其首。於要路處皆令防禦捉得依法。時有衆多苾芻尼、從王舎城欲向廣嚴、在路遭賊悉皆惶怖大聲叫喚。防守人聞尋聲即至。賊見王軍四散奔走。問諸尼曰。諸聖者等豈不聞王教。令往廣嚴者當斬首耶。又令我等境内守邏。我若不在。聖者可不爲賊所擒。

釈尊が王舎城におられた時、反乱した広嚴城を討伐に行くところであった末生怨王が、賊に襲われている諸比丘尼を助ける。「国中の賊のいるところを遊行すると波逸提」。

《64》迦梨比丘尼が他のところで雨安居を過ごし、帰ってきて自分の房を返せと争いとなる。故意感惱戒の因縁

[舎衛城]

<64-1>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 137」(大正 22 p.542 下) : 佛住舎衛城。③爾時迦梨比丘尼、到欲安居時、餘行去、受安居已還。房舎已分竟。

釈尊が舎衛城におられた時、迦梨比丘尼がまさに雨安居に入るという時に余所に去り、雨安居を受けてから帰ってきたが房舎の配分が終っていた。房舎を返せと言ってすでに入っていた他の比丘尼を悩ませる。「先に雨安居に入っていることを知りつつ、後に来て騒いだら波逸提」。

[参考]

○Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya 033’ (vol.IV p.290) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、トゥッラナンダー比丘尼がバツダー・カーピラーニーの尊敬を受けているのに嫉妬してバツダー・カーピラーニーを悩ませる。

○四分律「(比丘尼) 単提 092」(大正 22 p.745 上) : 爾時婆伽婆、在舎衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘尼、爲惱故先住後至後至先住。故在前受教問義教授。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、他の比丘尼を悩ませようと六群比丘尼が故意に諸比丘尼



を悩ませる。

○十誦律「(比丘尼)波夜提 100」(大正 23 p.323 下)：佛在王舎城。爾時助調達比丘尼舊住。有善好比丘尼是客。時舊比丘尼往迎、與持衣鉢共相問訊、與湯洗足與油塗足與好床榻。客比丘尼言。然燈。舊比丘尼言。欲作何等。客比丘尼言。初夜當坐禪誦經唄呪願。舊比丘尼言。汝等行路疲極、但當臥。作是語已、即便自臥。客比丘尼作是念。我等云何初夜不坐禪不誦經唄不呪願便臥。即然燈坐禪誦經唄呪願竟欲臥。助調達比丘尼聞聲已覺問言。善女、汝作何物。答言。我等坐禪誦經唄呪願竟欲臥。舊比丘尼言。諸善女、睡無果無報。佛讚不睡眠呵責睡眠。今我等覺不臥不睡眠、即展一脚坐。善比丘尼思惟。我等云何於燈明中臥。舊比丘尼於中夜分坐禪誦經唄呪願。至後夜分便臥。客比丘尼作是思惟。我等云何於後夜分臥。客比丘尼道路疲極。竟夜不得臥故。身體不安。是中有比丘尼。

釈尊が王舎城におられた時、先住比丘尼の助調達比丘尼が客比丘尼で善好なる後住比丘尼に嫌がらせをする。客比丘尼が坐禪などをしようとするに先きに寝てしまい、客比丘がようやく寝ようとするとき起きて誦經などを始める。

○根本有部律「(比丘尼)波逸提 098」(大正 23 p.1002 下)：緣處同前。時有衆多苾芻尼、遊行人間至一聚落、爲求宿處、遂有長者許尼停止。時吐羅尼隨後而來、亦爲求宿。村人告曰。有餘尼衆於彼家停。聖者亦宜往彼求宿。尼即前入告諸尼曰。可容我宿。諸尼報言。此處窄狹不容。吐羅尼曰。隨宜即得。諸尼聞已蹲跪相容。時吐羅尼即以手足推排舊尼。諸尼告曰。聖者何爲如是相逼。報曰。不能住者任隨意去。諸尼議曰。此吐羅尼盛壯多力、苦見逼迫命難存濟。諸尼即起一時而出。

(緣處同前=室羅伐城) 釈尊が舎衛城におられた時、多くの比丘尼が遊行して一聚落に至り、宿を求めてある長者のところに泊めてもらう。そこに後からトゥッラナダー(吐羅尼)が来て宿を求め、もうすでに他の比丘尼がいるからと断られるが無理矢理入って行って、しまいには先にいた比丘尼を追いだしてしまう。

《65》雨安居を終えて舎衛城の釈尊のもとに向かったある比丘が商主と同行する。

商主が関税を支払いたくないため、彼に知らせずに一時預かる。第二波羅夷(盜戒)の因縁

[舎衛城・祇園精舎]

<65-1>根本有部律「波羅市迦 002」(大正 23 p.643 上)：佛在室羅伐城給孤独園。於此城中有一苾芻。……遊行人間至王舎城、⑦三月安居竟、欲求商旅往室羅伐城礼世尊足。

釈尊が舎衛城におられた時、舎衛城のある比丘が遊行して王舎城に至り、王舎城で雨安居を過ごしてから釈尊に会いに舎衛城に向かう。舎衛城に向かう商主を教化し、供養を受けて白疊を布施され、商主と同行する。税関を通るとき、商主は関税を比丘に払わせないために税関を通る時だけ預かろうとするが、比丘は罪になるといってそれを拒む。商主は比丘が村で乞食している間に彼の衣物の中から白疊を抜き取る。比丘はそれを知らずに税関で申告するが、衣物の中になかったために賊に盗まれたものと思う。ところが税関を過ぎてから商主から白疊を返される。釈尊はこれを無犯とされ、「行路の比丘が村で乞食する時、衣物を確認しなければ越法罪」と制せられる。(成立の条件)

《66》王舎城で雨安居を過ごし終えたある比丘が、壊色していない疊をそれと知らずにあやまって税関で申告する。第二波羅夷(盜戒)の因縁

[舎衛城・祇園精舎]

<66-1>根本有部律「波羅市迦 002」(大正 23 p.644 上)：佛在室羅伐城給孤独園。⑦時苾芻在王舎城、夏三月安居竟未及分衣、欲向室羅伐城礼世尊足。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ある比丘が王舎城で雨安居を終えて、衣の分配が終わらないうちに釈尊に会いに舎衛城に向かおうとする。一比丘から畳を譲られるが壊色する暇がなかったため知り合いの比丘に染めて荷物の中に入れておいてくれるよう依頼したが、知り合いの比丘はこれを怠る。それを知らずにその比丘は税関で「税物なし」と申告してしまう。釈尊は無犯と判定され、「染めたか否かを問わずにこれを取れば越法罪」と制せられる。

《67》目連がカッティカ賊に誘拐された給孤独長者の息子を神通力で救出する。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<67-1>根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.649中）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。是時具壽大目乾連。於日初分執持衣鉢入室羅伐城。次第乞食至給孤獨長者宅。是時長者教其兒子。讀誦外典聲明雜論。……<sup>①</sup>然其國內於秋初時、常有迦栗底迦賊。<sup>③</sup>當諸苾芻夏安居竟。時諸秋賊共相議曰。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、給孤独長者が自分の子に外典・声明・雜論を教えているのを見た目連が、仏法を教えるように勧める。長者は目連のもとで子に仏法を学ばせる。雨安居の後、カッティカ賊に長者の子が誘拐され、長者が勝光王に助けを求め、毘盧宅加がカッティカ賊の討伐に出る。しかし目連が神通力で長者の子を助け出す。六群比丘が訴えるが、釈尊は無犯と判定される。

\*次の《68》のピリンダヴァッチャと同工異曲である。

《68》ピリンダヴァッチャがカッティカ賊に誘拐された甥を神通力で救出する。

〔王舎城・竹林園〕

<68-1>根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.650中）：佛在王舎城竹林園中。時具壽畢隣陀婆蹉甥、於其舍中習讀外典。時畢隣陀婆蹉、於日初分執持衣鉢入王舎城、次第乞食至妹夫舍、見兒學業問妹夫曰。此兒讀者是何書論。答言外典。尊者令棄外學勸習佛經、便爲妹夫親教兒子。廣說如上。乃至具諸瓔珞往竹林中。<sup>①</sup>被秋賊劫將安置船中沿流欲去。時彼從者見賊將去、奔走歸舍白大家曰。受業童子被秋賊劫去。……

(p.651上) 佛在王舎城羯蘭鐸迦池竹林園中。時頻毘娑羅王常法。每日恒往禮世尊足并諸大德上座苾芻。曾於一時禮佛足已、在一面坐聽佛說法。時佛爲彼頻毘娑羅說衆法要示教利喜。王聞法已禮佛而去、便往詣彼具壽畢隣陀婆蹉住處。時畢隣陀婆蹉於所住房有破壞處、躬自修葺。遙見王來便洗手足、至常坐處整容而坐。王前禮足在一面坐白言。聖者、何自執勞。答言。大王、夫出家者皆自執務。我既出家欲令誰作。王言。若如是者我爲聖者供給事人。白言。大王、願王無病長壽。如是乃至五返、皆如上白。我爲聖者供給事人。……(p.652上) 後於異時鄔波難陀次知僧事、告諸淨人曰。賢者、我是知僧事人。汝等明旦早來入寺。<sup>③</sup>爾時王舎城内、於諸苾芻夏安居竟、<sup>②</sup>常有迦栗底迦賊。此諸秋賊共相議曰。我與汝等欲作何業。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、ピリンダヴァッチャが彼の妹の夫の家に乞食に行き、甥が外典を習っているのを見て、仏法を教えるように勧めて甥に親しく教える。カッティカ賊に甥が誘拐され、妹の夫がビンピサーラ王に助けを求め、阿闍世がカッティカ

賊の討伐に出る。しかしピリンダヴァッチャが神通力で甥を助け出す。六群比丘が訴えるが、釈尊は無犯と判定される。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、ビンピサーラ王が、釈尊のもとで教えを聞いた後、ピリンダヴァッチャの住処に至る。彼が自ら自分の房を修理しているのを見て、王は給事人を提供することを約した。しかし、王は毎度忘れてしまって、同じ事を五返繰り返す。ピリンダヴァッチャの弟子が王にすでに約束が五返にわたることを告げる。王は500人の給事人を提供しようとし、ピリンダヴァッチャは釈尊の許しを得てこれを受ける。その後、僧に施入された給侍人は王役を免れたが、僧の給仕人と王役についている者との区別ができなくなってしまったため、王舎城と竹林園の中間に浄人房が造られる。その後、ウパナンダが知僧事人になる。その頃、いつも雨安居が終わるとカッティカ（迦栗底迦）賊が王舎城を襲っていた。カッティカ賊が浄人の財物を劫い去ろうとするが、ピリンダヴァッチャが神通力でこれを防ぐ。浄人たちはこれを知ってピリンダヴァッチャにお礼するために竹林に行き、ウパナンダに事情を話す。ウパナンダら六群比丘が舍利弗の制止も聞かず、ピリンダヴァッチャを挙罪しようとするが、釈尊は無犯とされる。

〔参考〕

○十誦律「比尼誦盜戒之余」（大正 23 p.432 下）：長老畢陵伽婆蹉常出入一檀越舍。有一小兒。比丘到其舍時、一小兒接足作禮、接足而起。是小兒在水岸邊立戲。有船賊來漸漸誘進上船。長老畢陵伽婆蹉以天眼見、即入禪定、以神通力在船頭立。小兒見以如常法接足作禮、各以兩手提一足。是長老即時飛去。小兒隨去到舍。諸比丘到畢陵伽婆蹉所言。汝得波羅夷。畢陵伽婆蹉言。何以故。諸比丘言。是小兒屬賊。汝便奪故。畢陵伽婆蹉生疑、是事白佛。佛知故問。汝云何救。答言。我以神通力。佛言。若以神通力救無罪。

（大正 23 p.433 上）泐沙王與竹園中衆僧五百守園人。此五百人去竹園不遠、作大聚落止住其中。賊常來劫奪。長老畢陵伽婆蹉見以作是念。寧可使此人爲賊所嬖害耶、即入禪定、以神通力作高垣牆。賊夜來作高梯、未辦地以了。賊便怖畏捨去。諸比丘到畢陵伽婆蹉所言。汝得波羅夷。畢陵伽婆蹉言。何以故。諸比丘言。賊來壞聚落。汝便奪故。畢陵伽婆蹉生疑、是事白佛。佛知故問。汝云何救。畢陵伽婆蹉言。我以神通力。佛言。若神通力救無罪。

\* ここでは単に「賊」とされるのみであるので、雨安居と関連づけることはできない。

※《32》の〔参考〕に挙げた *Vinaya 'Nissaggiya023'*、『五分律』「捨墮 015」、また同所の注に挙げた『僧祇律』「雜誦跋渠法」にも、ビンピサーラ王がピリンダヴァッチャに給仕人の提供を申し出る記事がある。

《69》カッティカ賊に襲われて身包み剥がれた諸比丘が裸で舎衛城に至る。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<69-1>根本有部律「波羅市迦 003」（大正 23 p.666 上）：佛在室羅伐城給孤独園。去此不遠有一聚落。彼有長者。……③此住處請六十苾芻夏安居竟、作隨意事已任緣而去。……復有六十苾芻人間遊行、屆斯聚落求覓停處。……願見哀愍於此夏安居。諸苾芻告長者曰。世尊法主今現住在室羅伐城、於時時中間說授記。……我等往彼若法若食皆同受用。我等欲往。……上座告曰。諸具壽。今此住處花果豐盈。若前安居果實未熟。我等宜可作後安居。既籌議已遂後安居。……③時諸苾芻於此安居。多獲利養隨意事訖於此而住。①時有迦栗底迦賊、共相議曰。……至十五日。上座自說波羅底木叉。爲長淨已。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、舎衛城から遠くない聚落到に信仰のある長者があり、僧伽の為に寺を造り60人の諸比丘を招いて雨安居を過ごさせる。そしてこの諸比丘が去った後には盗賊を怖れて番人を置いた。その後、さらに他の60人の諸比丘がこの聚落を訪れ、長者がそこで雨安居を過ごすよう願ひ出る。彼らは舎衛城で釈尊とともに雨安居を過ごすつもりであったが、重ねて長者に要請されてそこで後雨安居を過ごす。雨安居中に一莫訶羅比丘が、知らずにカッティカ賊のスパイに精舎の中を全て知らせてしまう。諸比丘が自恣を終えて誦経者が伽他を誦している時にカッティカ賊に踏み込まれて身ぐるみを剥がれる。諸比丘は裸で夜中に舎衛城に至るが、外道と間違えられ、なかなか中に入れてもらえなかった。「夜中に見ず知らずの者が来訪した場合、すぐに門を開けてはならない。誦経時に守護比丘を見張りに立てるなど、定められたことをしなければ越法罪」。

\*ここには2回の雨安居の記事がある。

《70》ダッバ・マッラプッタが分臥具人兼分食人になり、友比丘と地比丘が自分たちに劣悪な房舎、食事を割り当てられることを恨み、ダッバが波羅夷罪を犯したと無根の罪で彼を誹謗する。無根重罪謗他戒の因縁  
〔王舎城・竹林園〕

<70-1>根本有部律「僧伽伐尸沙 008」（大正 23 p.691 中）：爾時薄伽梵在王舎城羯蘭鐸迦池竹林園中。……（p.695 上）③時馬勝苾芻所有弟子門人、隨其意樂所学差別悉令受已、詣餘村坊城邑聚落而作安居。至八月十五日前安居滿、作衣已竟執持衣鉢、往波波城水蛭林所。……⑦時実力子既蒙許去。……執持衣鉢詣王舎城、如前威儀洗手足已往詣佛所。

（ダッバ・マッラプッタの誕生から説き起こして）パーヴァー（波婆）国の太子であったダッバ・マッラプッタ（実力子）は六師外道を訪ね、その教を聞くが満足できない。釈尊はアッサジをパーヴァーへ遣わされる。彼は王舎城からパーヴァーへ至り水蛭林に住す。ダッバ・マッラプッタはアッサジのもとで出家し阿羅漢を得て、雨安居をアッサジらと過ごした後、許しを得て王舎城の釈尊のもとを訪れて、分臥具人兼分食人になる。慈（友）比丘と地比丘が、劣悪な房舎と食事を割り当てられることを恨み、彼が2人の妹である慈（友）比丘尼を犯したと云って無根の波羅夷をもって彼を誹謗する。「悪愆不満にて無根の波羅夷を以て誹謗すれば僧残」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Samghādisesa008’（vol. III p.158）：釈尊が王舎城・竹林園におられた時、ダッバ・マッラプッタは7歳で阿羅漢果を得て、分房舎人、差次請食人になる。慈比丘と地比丘が慈比丘尼を使ってダッバ・マッラプッタを無根の波羅夷で誹謗する。

○四分律「僧残 008」（大正 22 p.587 上）：爾時佛在羅閱祇耨闍崛山中。時尊者沓婆摩羅子得阿羅漢、在靜處思惟心自念言。此身不牢固我今當以何方便求牢固法耶。復作是念我今宜可以力供養分僧臥具差次受請飯食耶。

○五分律「僧残 008」（大正 22 p.015 上）：佛在王舎城。爾時瓶沙王、日日次請五百僧食城内。臣民亦復如是。時諸比丘各各行道、未有專知差次請者。六群比丘常往好處。諸人問言。我等爲僧次第設食。何故長老常來不見餘人。如是呵責。而猶不已。時陀婆力士子年十四出家爲道、在靜處作是念。……若我二十受具足戒得阿羅漢獲六神通。當爲衆僧作差會及分臥具人。至年十六便成羅漢得六神通年滿二十受具足戒。便作是念。我先願爲衆僧作差會及分臥具人。今時已至便應作之。即詣王舎城諸

比丘所説先所願。

○十誦律「僧殘 008」（大正 23 p.022 上）：佛在王舎城。爾時長老陀驪力士子、成就五法故、僧羯磨作知臥具人。

○僧祇律「僧殘 008」（大正 22 p.280 中）：佛住舎衛城廣説如上。爾時有比丘、名陀驪摩羅子、衆僧拜典知九事。

\* 慈地比丘と六群比丘が共同してダツバ・マツラプッタを誹謗する点異なる。

※なお上記の記事は《53》の記事とも関連していると見られる。

《71》ウダーインは元の妻グッターの出家を待たずに王舎城に去ってそこで雨安居を過ごす。使非親尼浣故衣戒の因縁

〔舎衛城・祇園精舎〕

<71-1>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 004」（大正 23 p.716 上）：（p.720 下）時五百釈子苾芻極招利養。爾時世尊便作是念、此諸釈子本為解脫而求出家、今捨少欲耽着財利。世尊欲令絶利養故、即便旋往室羅伐城、在逝多林如昔安住。……時鄢陀夷便作是念。……便生追悔至天曉已、③執持衣鉢往王舎城、既至彼已安居坐夏。……（p.721 上）時有摩訶羅苾芻、從室羅伐城夏安居已來至王城。時鄢陀夷於竹林精舎外近大道辺瞻望而住、遂遙見彼老苾芻來。……遂將入寺問言。爾從何來。報言。從室羅伐來。……汝摩訶羅既從彼來。得知世尊少病少惱起居輕利安樂行不。在室羅伐為夏安居。彼便報言。①世尊無病安樂在彼安居。

（菩薩の降兜卒から始めて、釈尊が歸郷して釈迦族を教化するまでの仏伝に続けて）釈尊は、出家した釈子が贅沢になってしまうのを見て、再び舎衛城に行き、祇園精舎に住される。ウダーインが乞食しつつ、もとの妻のグッター（笈多）の家に来る。グッターに非難されたウダーインは、ヤショーダラー、ゴーピカー、ムリガジャーらさえも捨てて出家された釈尊を引き合いに出して、グッターを退ける。それでグッターも出家することにしたが、ぐずぐずしている間にウダーインは「他の梵行者らから、六群比丘は比丘尼を度したと言って軽んじられるだろう」と追悔を生じて王舎城に去り、そこで雨安居を過ごす。やっと出家できるようになったグッターは祇園精舎に行ってみると、ウダーインがいないので泣き出す。比丘尼衆がグッターをマハーパジャーパティ・ゴータミーのもとに連れて行って出家させる。

王舎城のウダーインのもとに、舎衛城で雨安居を終えた摩訶羅比丘がやってくる。ウダーインは、彼に舎衛城で雨安居された釈尊や、アンニャー・コンダンニャ、カッサパ（迦攝波）、舎利弗、目連、マハーパジャーパティ・ゴータミー、パセーナディ王、イシダッタ（仙授）長者・プラーナ（故旧）、ヴィサーカー・ミガーラマター、スジャーター（善生）夫人の安否を尋ねて、グッターが既に出家したことも聞く。ウダーインは、グッターの出家を知って舎衛城・祇園精舎に戻る。そこへグッターがやってくる。ウダーインは彼女に法を説くが、昔を思い出して欲心が盛んになり精をもらす。グッターはウダーインの衣を洗おうとして衣を受け取り、妊娠する。釈尊はグッターを不犯とし、その生まれる子のクマーラ・カッサパ（童子迦攝波）が後に出家して阿羅漢を得るであろうと告げ、「若し比丘にして、非親比丘尼をして故衣を浣い、染め、打たしめんには、泥薩祇波逸底迦なり」と制戒される。

[参考]

○Vinaya 'Nissaggiya004' (vol. III p.205) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ウダーインのものと妻が出家して比丘尼になる。ウダーインと彼女は互いに行き来して互いに座った時に下半身がはだけてそのために不浄を泄し、比丘尼がこれを洗おうとして妊娠する。

○四分律「捨墮 005」(大正 22 p.607 上) : 爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。……迦留陀夷繫意在偷蘭難陀。偷蘭難陀亦繫意在迦留陀夷。時迦留陀夷乞食時至著衣持鉢、到偷蘭難陀比丘尼所、在前露形而坐。比丘尼亦復露形而坐。各各欲心相視。迦留陀夷尋失不淨汚安陀會。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、迦留陀夷とトゥッラナンダー比丘尼とは互いに好いていた。乞食時に迦留陀夷がトゥッラナンダーの所へ詣り、2人は露形にして坐して彼が不浄を失して衣を汚し、彼女がそれを洗い妊娠する。

○五分律「捨墮 005」(大正 22 p.026 下) : 佛在舎衛城。爾時跋難陀、晨朝著衣持鉢、往偷羅難陀比丘尼所。坐起輕脫不覺露形。跋難陀見失不淨。比丘尼知語言。長老、與我衣浣。便脫與之。彼既得衣、即以不淨自内形中。又諸比丘、亦與諸比丘尼衣、令浣染打。時諸比丘尼、以此多事、妨廢誦讀坐禪行道。

釈尊が舎衛城におられた時、ウパナンダ(跋難陀)がトゥッラナンダー比丘尼の所へ行く。坐起に輕脫して覺えず露形し、それを見たウパナンダは不浄を失する。彼女は彼の衣を洗う。また、諸比丘が諸比丘尼に衣を洗わせていて比丘尼は修行を妨げられ、信者もこれを非難する。

\*妊娠の記事なし。

○十誦律「尼薩耆 005」(大正 23 p.043 上) : 佛在舎衛國。爾時長老迦留陀夷、與掘多比丘尼舊相識、共語來往。時迦留陀夷二月遊行他國。……掘多比丘尼、聞迦留陀夷二月遊行還舎衛國已、洗身體莊嚴面目……到迦留陀夷所……時迦留陀夷生染著心、諦視其面。比丘尼亦生染心、視比丘面。比丘尼作是念。時迦留陀夷單著泥洹僧……諦相視面便失不淨。

釈尊が舎衛城におられた時、カールダーイン(迦留陀夷)とグッター(掘多)比丘尼は旧知の仲であった。彼は2ヶ月他国に遊行して舎衛城に戻る。それを聞いたグッターはおめかしして彼のものとへ行く。彼は彼女を見て不浄を失す。彼女は洗ってあげると言って彼の衣をとり、妊娠し、おなかが大きくなって、諸比丘尼に非難される。

○僧祇律「尼薩耆波夜提 005」(大正 22 p.300 中) : 佛住舎衛城。爾時尊者優陀夷、持衣與大愛道比丘尼作是言。善哉瞿曇彌……

復次佛住舎衛城。爾時長老阿難陀、是偷蘭難陀比丘尼、本二不善觀察、與不淨衣浣。作是言。姉、爲我浣染打此衣。時偷蘭難陀、即持此衣到精舎、舒看見不淨著衣。即以此衣示諸比丘尼作是言。汝等看此衣上。是丈夫丈夫相。

釈尊が舎衛城におられた時、優陀夷がマハーパジャーパティイー・ゴータミー(大愛道比丘尼)に衣を浣わせ、染めさせ打たせる。復次ぎに、釈尊が舎衛城におられた時に阿難が出家前の妻であるトゥッラナンダー比丘尼に不浄衣を洗うように言って衣を渡すと、彼女はその汚れた衣を持ち帰って諸比丘尼にこれを見せびらかす。近くにいた六群比丘が拍手大笑して諸比丘に言いふらし、釈尊の耳に入る。

《72》 釈尊が王舎城で雨安居を終えて舎衛城に赴かれる。王舎城の商人が舎衛城までの道のりの2由旬ごとに資具を用意する。ついてきた裸形外道がおこぼれに預かる。与外道食戒の因縁

[王舎城・竹林園]

<72-1>根本有部律「波逸底迦 044」(大正 23 p.829 中) : 佛在王舎城羯蘭鐸迦池竹林園中。……時此城内有諸商人、來詣佛所……復詣具壽阿難陀所。……時諸商人既聞法已、即從坐起自言。大徳、①世尊於此夏安居了当向何処。……爾時世尊三月夏了、命阿難陀

曰。汝可告諸苾芻。世尊今欲往憍薩羅人間遊行。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、城内の諸商人が釈尊のもとに至り、阿難から雨安居を終えられたら釈尊が舎衛城に赴かれることを聞き、1日の行程の2由旬ごとに資具を用意する。釈尊の後を裸行外道がついて来ておこぼれに預かりながら、自身が福田であると言う。

釈尊が舎衛城に至られると、500人の女性が一銭ずつ持ちより僧伽を供養する。阿難が協力を頼まれるが、老若2人の裸行外道の女性が来て、阿難は誤って若い方に餅を2つ与えてしまう。「無衣外道の男女に手ずから食物を与えると波逸提」。

[参考]

○Vinaya ‘Pacittiya041’ (vol.IV p.091) : 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられた時、僧伽に嚼食が多量にあり、釈尊に命じられて阿難が残飯食者に餅を与えることになった。列の中のある外道女に、阿難は間違えて餅を2個与えてしまう。他の外道女がその外道女に「この沙門は汝の愛人か」といって口論になる。「裸行外道、あるいは遍行外道男、遍行外道女に手ずから食物を与えると波逸提」。

○四分律「単提041」(大正22 p.664中) : 爾時佛將千二百五十弟子、從拘薩羅國遊行來至舎衛國。爾時諸檀越供養佛及衆僧大得餅食。時世尊告阿難。汝與衆僧分此餅。阿難即受教、以餅分與衆僧。分已、故有餘在、世尊復告阿難。以此餘餅與乞人。阿難即受教、人與一餅。時彼乞兒衆中、有一裸形外道家女、顔貌端正。時阿難賦餅、餅粘相著、謂是一餅、與此女人。

釈尊は1250の比丘とともにコーサラ国より遊行して舎衛城に至られる。諸信者が仏と僧伽に供養し、餅食をたくさん得る。釈尊に命じられて阿難が乞人に余った餅を与えることになった。容姿端麗な裸形外道家女に阿難があやまって2つの餅を与える。

○五分律「墮040」(大正22 p.054中) : 佛在王舎城。爾時此國飢饉、乞食難得。二十八鬼神將軍、來詣佛所頭面禮足白佛言。世尊、今世飢饉。願佛遊行人間。我等當化衆人使發善心。世尊默然許之。時四天王釋提桓因娑婆世界主梵天王、亦來詣佛頭面禮足却住一面、如上白佛。佛亦默然許之。於是世尊、從王舎城、與大比丘僧千二百五十人俱、復有五百比丘尼五百優婆塞五百優婆夷、共遊摩竭國。復有外道男女千人五百乞兒。皆隨佛後求乞殘食。……於是世尊、進至安那頻頭邑。時有大婆羅門、名曰沙門、以五百乘車重載飲食逐佛。

釈尊が王舎城におられた時、飢饉で乞食が得にくかったため、二十八鬼神、四天王、帝釈、梵天が釈尊に「人々を化して善心を起させるから遊行に出て欲しい」と申し出る。釈尊が1250人の諸比丘、500人の比丘尼、500人の優婆塞、500人の優婆夷と共にマガダ国を遊行されると、この後に外道男女と乞食人が付き随った。人々から「沙門釈子は外道を供養する」という非難が起る。

釈尊がアンダカヴィンダ(安那頻頭)邑に至られる。「沙門」という名の婆羅門があり、500台の車両に食料を積んで5ヶ月余り釈尊に付き従ってきたが、いまだ供養の機会を得られないまま農事のために帰らなければならなくなり、それを阿難に告げ、そこで供養が設けられることになる。阿難が少女を抱えていた外道の母に餅を2つ与え、非難が生じる。

○十誦律「波夜提044」(大正23 p.100中) : 爾時佛與阿耨達呪願竟、遊行跋耆向舎衛國。爾時有一裸形外道、隨逐佛後。是外道身體肥大多肉。復有一外道從前逆來、問裸形外道言。汝於此行爲何所得。答言。得如是如是食。問何因緣得。答言。因是禿居士得。……爾時佛但訶責而未結戒。佛次第遊行到舎衛國。爾時衆人聞佛三月噉馬麥故、猶多供養未息。有賣餅女人、爲佛及僧辦於飲食。時阿難於中知飲食事。……有二外道出家女人、從阿難乞餅。阿難不憶念。佛語。各與一餅。時有二餅相著故、一人得一。一人得二。

(【1】-<15-5>の記事に続けて) 釈尊がヴァッジ(跋耆)から舎衛城に赴く途中、裸行外道が比丘から食をもらい「禿頭居士から貰った」と悪口を言う(未制戒)。それから釈尊は舎衛国に至られ、釈尊がヴェーランジャーで3ヶ月間馬麦を食されたことを聞いた人々が多くの供養を行った。

阿難が外道の出家女の1人に誤って2つの餅を与え、喧嘩のもとになった。

○僧祇律「单提 052」（大正 22 p.373 中）：佛住舍衛城。廣説如上。爾時尊者阿難名字吉具足、性吉具足、家吉具足。此三事故、爲世人所重。每至吉日、若入新舍嫁娶穿耳時、恒先請阿難。時有一家、請尊者阿難食。有一外道出家人、黑色青眼大腹、來阿難所索食。阿難即與手掬噉已、以手拭身而去。復有一外道來、問言。汝何處得食。答言。我從此剃髮居士邊得。阿難聞此語已心不悅。後來乞者不與。……

復次佛住舍衛城。廣説如上。爾時世尊四月一剃髮。世人聞佛剃髮故、送種種供養。時世飢儉。有五百人、常隨世尊乞殘食。佛問阿難。有殘食不。答言有餅。佛言。分與乞食人。阿難即付人人與一番。中有外道出家女。阿難捉餅與。時兩番相著去。

釈尊が舍衛城におられた時、阿難は尊重されていたので、新築・嫁取りなどの日に呼ばれた。阿難は食物を一外道に与えたが、彼が余所で剃髮居士から貰ったと言ったと聞いて、不愉快になり、その後に来た乞者には食を与えなかった。

また次ぎに釈尊が舍衛城におられた時、釈尊は4ヶ月に一度剃髮され、その際に人々は供養の食を送った。飢饉で500人が釈尊に従って残食を求めた。阿難が外道の出家女の1人に誤って2コの餅を与え、喧嘩のもとになった。「無衣外道の男女に手ずから食物を与えると波逸提」。

### 《73》露地然火戒の因縁

〔舍衛城・祇園精舎〕

<73-1>根本有部律「波逸底迦 052」（大正 23 p.835 上）：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。時此城中有諸商人、往詣佛所礼双足已、次至阿難陀処問曰。①世尊夏了欲向何処。阿難陀具答。広説如前。觀其先兆欲向王舍城。……爾時世尊説是記已隨路而去、至一村隅林中而宿。如佛所説苾芻住處乃至樹下、亦應隨次共分。時六衆苾芻分得一枯樹。夜被寒逼以火燒樹。於此樹中有蛇依止。蛇被煙熏緣枝而上垂身欲下。六衆見蛇高聲唱言。欲墮欲墮。時諸商人聞是聲已咸作斯念。有師子入營跳躑而墮。便大驚怖四向奔走。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城の商人らが釈尊のもとを訪れて挨拶した後、阿難に釈尊の雨安居終了後の釈尊の行き先を尋ね、阿難は王舍城と答える。これを知った商人らは毎日前行して釈尊を供養する。阿難が岐路で釈尊に、猛獣がいて危険な真直ぐな道と安全な迂回路とどちらを選ばれるかを尋ね、釈尊は危険な道を選ばれてある聚落に到着される。その聚落で釈尊は、一人が鼓を鳴らしながら先導し、もう一人が弓矢をもって付き従って護衛すると申し出た2人の童子に、将来、法鼓音如来と施無畏如来になると記別を与えられる。

そこから去ってある村の外れにある林で止宿される。夜になって六群比丘が火を燃して暖を取る。煙に燻された蛇が出てきて、彼らが驚いて発した大声を聞いた商人らが「師子が出た」と勘違いし、驚いて四散する。釈尊は阿難に命じて商人らを呼び戻され、諸比丘に師子と六兎の因縁譚を説かれたのち、商人らが前に行くことを禁じられる。釈尊が諸比丘の前を進まれると師子が現れて釈尊を害そうとする。釈尊はこの師子を教化され、猛師子因縁譚を語られる。

釈尊が王舍城・竹林園に到着された後、六群比丘が火遊びをする。「火を燃やせば波逸提」。

〔参考〕

○ Vinaya ‘Pācittiya056’ (vol. IV p.115) : 釈尊がバग्ガ (Bagga) 国・スンスマーラギラ



(Sumsumāragira)・ベーサカラー林 (Bhesakalāvana)・鹿園 (Migadāya) におられた時、諸比丘は冬時に木を燃やして暖まっていた。その木に黒蛇が住んでいて比丘を襲った。比丘は散々に逃げ去った。「暖まるために木を燃やせば波逸提」。

○四分律「单提 057」(大正 22 p.675 上)：爾時世尊在曠野城。時六群比丘自相謂言。我等在上座前不得隨意言語。即出房外在露地、拾諸柴草及大樹株然火向炙。時空樹株中有一毒蛇、得火氣熱逼從樹孔中出。

釈尊はが曠野城 (Āḷavi) におられた時、六群比丘が露地で柴草や大樹株を燃やして暖まる。その樹株の孔に住んでいた毒蛇が炙られて出てきて諸比丘は散々に逃げ去り、火事になって講堂が焼けてしまう。「暖まるために木を燃やせば波逸提」。

○五分律「墮 068」(大正 22 p.064 中)：佛在拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人遊行人間。諸比丘或得屋中或在樹下或在露地。時六群比丘、共十七群比丘、大聚薪草露地然火、在邊坐炙。時有一蛇、從木孔出。諸比丘見以物擲之、蛇即還入、得熱復出。諸比丘復更擲之、蛇復還入、須臾頃復出。擲一比丘齧之即死。諸比丘圍繞啼泣。

釈尊が大比丘僧 1250 人とコーサラ国に遊行された時、六群比丘が十七群比丘とともに露地で火を燃して暖を取る。蛇が孔から出てきて比丘が 1 人、噛まれて死ぬ。「火を燃やせば波逸提」。

○十誦律「波夜提 052」(大正 23 p.104 中)：佛在憍薩羅國、與大比丘衆遊行。時有五百估客衆隨逐佛行、作是念。我等隨佛行。當得豐樂安隱。佛遊行到一林中欲宿。時估客各隨向火、拾薪草共燃火向。諸比丘亦隨所知識、共拾草木用燃火向。有一異摩訶盧比丘、拽空中木持著火中。木中有毒蛇得熱便出。比丘見之驚怖大喚。估客驚怪謂有賊來、共相謂言。各自捉稍刀盾弓箭聚集財物。諸估客即起捉諸器仗聚集財物、共相問言。賊在何處。比丘言。無賊但有毒蛇。諸估客言。若知是蛇何故大喚。以大喚故、諸估客衆或有相殺。我等幾相傷害。

釈尊が大比丘衆とともにコーサラ国を遊行された時、ある老比丘(摩訶盧比丘)が火を燃やして蛇が出てきたので大声を出した。商人たちが驚いて、賊が出たかと思って大騒ぎになった。「露地で火を燃すと波逸提」。

○◎僧祇律「单提 041」(大正 22 p.364 下)：爾時世尊與諸比丘共住。秋月非時寒雨。比丘持空中大木然火。木中先有大蛇。蛇得火熱即出擊頭、逐諸比丘。諸比丘展轉相語。高聲大喚。蛇出蛇出。

《74》ビンビサーラとピリンダヴァッチャの姉の夫が同時期に供養を申し出る。

「別請を受けてよい」。

〔王舎城・竹林園〕

<74-1>根本有部律「波逸底迦 074」(大正 23 p.855 上)：……①如是世尊制学処已、漸次遊行至王舎城、住竹林園中至坐夏時。

(「比丘が4ヶ月の請を受けて、それを過ぎて受ければ波逸提」と制戒された後) 釈尊がカピラ城から竹林園に至り、雨安居を過ごされた時、ビンビサーラ王が3ヶ月の供養を申し出る。その時、ピリンダヴァッチャ(畢陵伽婆蹉)の姉の夫も供養を申し出たため、ピリンダヴァッチャがどうすべきか釈尊に尋ねる。「別請を受けてよい」。さらに王の更請、懇懃請、常請も許される。「4ヶ月の請を過ぎて受けると、餘時(別請、更請、懇懃請、常請)を除いて波逸提」。

《75》出家したロールカ王、ウドラーヤナが殺害される。

〔王舎城・竹林園〕

<75-1>根本有部律「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中)：如是世尊在王舎城竹林園中。

……瞻部洲内有二大城。一名花子、二名勝音。此之二城互有衰盛。……（p.878 中）仙道聞已告商人曰。汝往彼國告諸人曰。勿爲憂惱。待我三月夏安居意、當自至彼誨語其王。……①時具寿仙道夏安居竟、往詣佛所頭面礼足。白佛言。世尊、我今欲往本勝音城。世尊告曰。隨汝意去。當須思念、業力難違。是時仙道禮辭佛已至所住房。囑授臥具執持衣鉢。往勝音城行過半路。

王舎城のピンピサーラ王とロールカ（Roruka, Rauruka 勝音）城のウドラーヤナ（Udrāyaṇa, Rudrāyaṇa 仙道）王が友好関係を結び、贈り物の交換をする。ウドラーヤナがピンピサーラから贈られた仏画を見て仏教へ入信する。先にマハーカートヤーヤナ長老が、後に宮中の女性の教化のためにシャイラー（Sailā 世羅）比丘尼が派遣される。王妃チャンドラプラバー（Candraprabhā 月光）の死を機縁にしてウドラーヤナが王舎城に至って釈尊のもとで出家する。

ウドラーヤナ王から王位を継いだロールカ（勝音）城のシカンディン（Sikhaṇḍin 頂髻）王はやがて非法を行うようになり、ヘルカ（Heruka, Hiru 利益）・ビルカ（Bhiruka, Bhiru 除患）の2大臣を遠ざけて、悪大臣を重用するようになる。このことをロールカ城から王舎城にやって来た商人から聞いたウドラーヤナ比丘は、意見をすためために雨安居を終えて出発したが、途中で悪大臣に殺される。

\* パーリにおいて見出されない人名・地名を含むため、ここではサンスクリット語からのカタカナ表記に統一した。

[参考]

☆ *Divyāvadāna*, ed. by E. B. Cowell, R. A. Neil, Cambridge 1886, pp. 544- : (p. 565) ルドラーヤナ長老は〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎた後、衣を作り終え、衣時を終えて、鉢と衣を持って世尊のもとに行き……世尊に言った「大徳よ、私はラウルカ城へと遊行しようと思ひます」と (āyusmān api rudrāyaṇas trayāṇām māsānām atyayāt kṛtacivaro niṣṭhitacivaraḥ samādāya pātracivaram yena bhagavāms tenopasaṃkrāntaḥ. .... bhagavantam idam avocat. icchāmy ahaṃ bhadanta raurukaṃ nagaram janapadacārikāṃ caritum iti)。

\* Johann Nobel, *Udrāyaṇa, König von Roruka, Eine buddhistische Überetzung, Die Tibetische Übersetzung des Sanskrittextes*, Wiesbaden, 1955, Erster Teil, p. 079

## 《76》ゴーシタ園の寄進

〔舎衛城・祇園精舎〕

<76-1>根本有部律「波逸底迦 082」（大正 23 p.882 上）：爾時橋閃毘城有一長者、名曰善財、語作金聲、家有一億金錢。……時人因即喚爲妙音長者。……（p.882 中）是時南方有五百隱逸遁俗之賓。故弊充衣少欲爲務、遠涉艱險欲向橋閃毘国。……時五百人見斯事已更相告曰。由持戒故報得生天、我等亦應詣給孤独長者處、受褒灑陀八支淨戒。彼行漸次至妙音長者所設義堂。……妙音告曰。仁等可於此住待三月夏終。我當共去。答曰如是。③至夏終已。妙音長者與五百人至給孤独長者處。慰問訖具陳其事。時彼長者將此諸人往詣佛所。俱礼佛足在一面坐。

コーサンビー（俱舎弥）国にゴーシタ（妙音）長老があり、王はその人柄を見込んで大臣とする。ゴーシタ長老は義堂を造って衣食を供給する。南方から 500 人の隱遁者がコーサンビーに来る途中で一大樹の下に立ち寄り、そこの樹神から給孤独長老のことを聞いて

て彼のもとで八斎戒を受けようと心に決める。その後、ゴーシタの義堂に泊まり、3ヶ月の雨期を過ごした後、彼らはゴーシタとともに給孤独の所へ行く。給孤独は彼らを釈尊のもとに連れていき、説法を聞いて預流果を得たゴーシタが釈尊をコーサンビーに招待する。釈尊はマハーチュンダ（大准陀）を営事を任命し、ゴーシタ園に精舎が完成すると、そこへ赴いて「7福業事」と「7無事福業」を説かれる。

〔参考〕

☆*Dhammapada-A.* (vol. I pp.203-) : コーサンビーの3人の長者ゴーシタ (Ghosita)、クックタ (Kukkuṭa)、パーヴァーリヤ (Pāvāriya) が、雨期が近づいてヒマラヤから到来した500人の苦行者を食事に招いて供養し、4ヶ月の雨安居を請う。苦行者らは雨安居を終えるとヒマラヤに戻る。それが毎年の習慣になるが、ある年、雨期が近づいて苦行者が戻ってくる途中、森の樹下で休憩し、その樹神から釈尊のことを聞く。彼らはすぐに釈尊のところへ行こうとするが、3人の長者との約束があるのでまずコーサンビーに行き、長者らにそのことを告げてから舎衛城の釈尊のもとに赴いて出家する。遅れて3人の長者も舎衛城に来て釈尊を供養し、釈尊をコーサンビーに招く。彼らはコーサンビー帰るとそれぞれ、ゴーシタ園 (Ghositārāma)、クックタ園 (Kukkuṭārāma)、パーヴァーリヤ園 (Pāvāriyārāma) の精舎を建立し、完成すると釈尊に手紙を送り、釈尊がコーサンビーに至って供養を受けられる。

《77》 ヴィサーカー・ミガーラマターが雨浴衣の布施を釈尊から許される。衣韃度の記事と雨衣過量戒の因縁

〔舎衛城・祇園精舎〕

<77-1>根本有部律「波逸底迦 089」（大正 23 p.896 上）：①佛在室羅伐城給孤獨園、三月夏安居時、毘舍佉鹿子母往詣佛所、禮雙足已在一面坐、佛爲說法示教利喜默然而住。時毘舍佉即從座起、合掌恭敬白佛言。世尊願佛及僧明當就舍受我微供。爾時世尊默然而受。……佛於其夜天將曉時、便於東方見多雲起。形如圓鉢遍滿虛空。如是之雲能降大雨充滿溝渠。爾時佛告阿難陀曰。汝今宜往告諸苾芻。今此雲起必降洪雨。此雨露濡有大威力。若洗浴者能除衆病。

釈尊が舎衛城・祇園精舎で雨安居された時、ヴィサーカー・ミガーラマター（毘舍佉鹿子母）の食事の招待を受けられる。その翌朝、釈尊は雨が降るのを予見して諸比丘に洗浴するように指示される。食の支度ができたことを告げに来たヴィサーカーの婢が、洗浴している諸比丘を裸行外道と誤認する。ヴィサーカーが雨浴衣の布施など8つの布施を願い出て許される。

〔参考〕

○*Vinaya* ‘Pācittiya091’ (vol.IV p.172) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、雨浴衣が許されていたので、六群比丘は量をわきまえない雨浴衣を着ていた。

○*Vinaya* ‘Civarakkhandhaka’ (vol. I p.290) : 釈尊がパーラーナシーから舎衛城・祇園精舎に至られる。ヴィサーカー・ミガーラマター (Visākhā Migāramātā) が釈尊に説法を受けてから、翌日の仏・僧伽への供養を願い出る。翌日、雨が降り、釈尊の指示にしたがって諸比丘が裸で水浴し、ヴィサーカーの婢に邪命外道と間違えられる。これを契機にヴィサーカーは、雨浴衣を施す、客比丘の食を施す、遠行比丘の食を施す、病比丘の食を施す、看病比丘の食を施す、病葉を施す、常に粥を施す、比丘尼衆に水浴衣を施す、という8願を願い出て許される。

○四分律「单提 089」（大正 22 p.695 上）：爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。爾時毘舍佉母聞如來聽諸比丘作雨浴衣、即大作雨浴衣、遣人持詣僧伽藍中與諸比丘。諸比丘得便分。佛言。此衣不應分。

自今已去若得雨浴衣、隨上坐次付與。……時得貴價衣續次與

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、釈尊が雨浴衣を許可されたことを聞いてヴィサーカーが多くの雨浴衣を寄進した。そこで釈尊は諸比丘に配分法を定められる。

○四分律「衣捷度」(大正 22 p.864 上) : 同上。

○五分律「墮 089」(大正 22 p.071 中) : 佛在舎衛城。爾時佛聽毘舍佉母施僧雨浴衣。諸比丘便廣大作。諸居士譏呵。

釈尊が舎衛城におられた時、ヴィサーカーが雨浴衣を施すことを許される。諸比丘が広大に作り、釈尊が大きさを定められる。

○五分律「衣法」(大正 22 p.140 中) : 時毘舍佉母作是言。若住我所作房者、應著用我三衣襯身衣被衣雨浴衣復着衣單敷衣遮壁虱衣蚊蠅。不得著用餘人衣。諸比丘謂此屬四方僧。不敢襯身著之。以是白佛。佛言。若施主現在聽襯身著

ヴィサーカーが「私の作った房に住む比丘は私の施す三衣……だけを着けて欲しい」と願い出るが諸比丘は四方僧に属する物だとしてじかに身に着けようとしなかった。「施主が許すならじかに身に着けてよい」。

○十誦律「波夜提 087」(大正 23 p.128 上) : 佛在舎衛國。爾時毘舍佉鹿子母、往詣佛所頭面禮足却坐一面。佛以種種因緣說法示教利喜、示教利喜已默然。知佛說法示教利喜默然已、從坐起偏袒右肩合掌白佛言。世尊、願佛及僧受我明日請。佛默然受之。……佛是夜共阿難露地遊行。佛看星宿相、語阿難言。若今有人問知星宿相者、何時當雨、彼必言七歲當雨。

釈尊が舎衛城におられた時、ヴィサーカーの食事の招待を受けられ、その夜、阿難に雨が降ることを告げる。翌朝、食事の支度ができたことを告げに来たヴィサーカーの婢が、裸になって洗浴していた諸比丘を裸行外道と誤認する。ヴィサーカーが雨浴衣の布施など8つの布施を願い出て許される。

○十誦律「衣法」(大正 23 p.195 中) : 同上。

○僧祇律「尼薩耆波夜提 025」(大正 22 p.319 下) : 佛住舎衛城。四方各十二由旬内、施僧雨浴衣。如毘舍佉鹿母因緣廣說。

○僧祇律「單提 088」(大正 22 p.393 中) : 佛住舎衛城。廣說如上。如三十事中毘舍佉鹿母廣說。乃至十二由延内、布施比丘雨浴衣。復次佛住舎衛城。廣說如上。爾時世尊聽比丘作雨浴衣。時諸比丘不截縷合縷作。

※この『僧祇律』の記事は「單提 088」で詳細を「如三十事中」として「捨墮中の記事に譲る」としながら、「捨墮」(尼薩耆波夜提)の記述では「毘舍佉鹿母因緣に譲る」とする。この「毘舍佉鹿母因緣」が何を示すか不明。

## 《78》 供養の食を運ぶ途中で釈迦族の婦女が賊に襲われる。有難蘭若受食戒の因縁 〔カピラ城・ニグローダ園〕

<78-1>根本有部律「波羅底提舍尼 004」(大正 23 p.900 下) : ①佛在劫比羅伐窣覩城多根樹園、於此夏安居。時諸釋子知諸苾芻前安居了、於八月十四日俱往佛所、禮佛足已白佛言。世尊、明日聖衆夏了。我等送食來至住處。願佛及僧慈愍納受。世尊默然。時諸釋子知佛受已禮佛而退、便於明日以好飲食滿車載去。令諸使女隨從而行。既至半途諸賊來劫。賊帥令曰。其釋迦女勿爲劫奪。不用其言皆奪衣服。形露羞恥入草潛形。時六衆苾芻芻怪食遲至。

釈尊がカピラ城・ニグローダ園で雨安居され、諸釈子が前安居の終わりの前日に釈尊に、翌日に食事を送る旨を申し出て、その翌日に諸釈子が食事を車に満載して諸使女に随行させた。途中、盗賊に襲われ、彼女らは身ぐるみはがされた。六群比丘は恥ずかしがっ

ている夫人たちに裸で給仕させた。「危険な場所では白二羯磨で選んで見張りを立てるべし」。「見張りを立てずに住処外で食を受けて食べてしまったなら、住処に帰ってから懺悔すべし」。

[参考]

○Vinaya ‘Pāṭidesaniya004’ (vol.IV p.181) : 釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、釈迦族の奴隷 (Sākiyadāsaka) らが叛乱を起こす。釈迦族の女性が阿蘭若住処に供養の食を運ぼうとして、道中、叛乱を起こした奴隷らに襲われる。賊の出る僧園において女人に危険を告げなかった比丘を人々が非難する。「盗賊の出るような場所は告げなければならない。告げなければ懺悔せよ」。

○四分律「提舍尼 004」 (大正 22 p.697 下) : 爾時佛在釋迦國迦維羅衛尼拘類園中。舍夷城中諸婦女、俱梨諸女人、持飲食詣僧伽藍中供養。時諸盜賊聞之、於道路燒觸。

釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、カピラ (舍夷) 城中の諸夫人やコーリヤ (俱梨) の諸女性が飲食をもって僧園に行く途中で盗賊に襲われる。

○五分律「悔過 004」 (大正 22 p.073 中) : 佛在迦維羅衛城尼拘類園。爾時有諸比丘住阿練若處。諸白衣餉食爲賊所劫。便嫌呵言。何以不語我。我若知之當持杖自衛。亦可不來。……爾時諸釋五百奴叛、住阿練若處、諸釋婦女欲往問訊布施衆僧。諸奴聞已共議言。我等當於道中抄取。諸比丘聞便往語諸釋婦女。此中有賊欲抄取汝。汝等莫來。諸女便止。諸奴復言。諸釋婦女所以不來、必是諸比丘先往語之。即問諸比丘。諸比丘不妄語以實而答。奴便打諸比丘、盡奪衣鉢垂死乃置。

釈尊がカピラ城・ニグローダ園におられ時、人々は飲食をもって僧園に行く途中で盗賊に襲われた。なぜそれを告げないのかと非難された。「盗賊の出るような場所は告げなければならない。告げなければ懺悔せよ」。

次ぎに釈迦族の 500 人の奴隷が叛乱を起し、諸比丘はそれを告げて「賊が狙っているから来てはいけない」と教えた。奴隷は諸比丘が告げたことを怨んで、諸比丘に暴行をはたらく。「賊が出る」と告げてはならない。ただ来てはいけないと告げるべきである」。

十誦律「波羅提提舍尼 004」 (大正 23 p.132 下) : 佛在迦維羅衛國。……諸釋婦女以好寶物自莊嚴身、持好飲食大語大笑來行向僧坊、作是言。佛今當先食我食。彼亦復言。佛先食我食、令我長夜得利益安樂。爾時尼俱陀林中有賊、先犯事擯入是林中。

釈尊がカピラ城におられた時、釈迦族の婦女たちが飲食をもって僧園に行く途中で盗賊に襲われ、身ぐるみはがれて裸になる。そこに六群比丘が来て「この食事を私に下さい」と言って、彼女らが裸であることを気につけないことを非難される。

○僧祇律「提舍尼 001」 (大正 22 p.396 中) : 佛住迦維羅衛釋氏精舍。廣説如上。爾時諸比丘在阿練若處時、諸釋種父母姊妹親里家、遣使齋飲食送與比丘所。齋食人於道中食半。或食三分中一分。或都食盡。……親里聞已、……即便鞭打。此使人得苦痛、大啼喚言。坐是沙門令我得打。

釈尊がカピラ城・釈氏精舎におられた時、釈種の人々が使いに食事を持たせて、阿蘭若処に住している諸比丘に届けさせようとしたが、使人が途中で食べてしまい、人々は使人を鞭打った。使いが比丘を逆恨みする。